

次世代育成支援

周南市行動計画

平成 17 年 3 月

周 南 市

目 次

はじめに	1
・次世代育成支援「周南市行動計画」の基本的な考え方	3
1．計画の目的	3
2．計画の期間と位置づけ	3
3．計画の推進	3
・本市の子どもと子育てを取り巻く状況	4
1．市勢	4
2．少子化の現状	4
3．子育て支援に関する取組みの現状	7
・計画の基本的な考え方	11
1．基本理念	11
2．計画の視点	12
3．目標・将来像（子育て応援宣言のまち）	13
・行動計画の内容（基本目標と個別事業）	14
施策の体系	14
目標1 連携と協働により子育てを支援する地域社会づくり	16
地域における子育て支援サービスの充実	17
家庭・地域・行政の連携による子育て支援の展開	19
地域・事業者と協力して進める親子触れ合い時間の拡大	21
目標2 子育て家庭への支援体制の充実と仕組みづくり	23
きめ細かに対応する子育て支援サービスの充実	24
多様な保育サービスの充実	27
特別な配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実	29
支援サービスが利用者に届く広報活動の充実	31
目標3 子どもの夢と希望を育む人づくり	33
生きる力と個性を育む教育の充実	34
子どもの権利を尊重する社会の実現	36
子どもの手本・目標となり尊敬される大人を目指す子育て力の向上	37
思春期における心と体を大切に育む取組みの強化	38
目標4 子どもと子育て家庭の視点に立ったまちづくり	40
子育てバリアフリーの生活空間整備	41
子育てしやすい住環境の整備	43
自然に親しみ、仲間を増やす子どもの遊び場と居場所の充実	44
目標5 不測の事態に備える相談・支援体制の充実による安心づくり	45
子どもの安心と安全を守る体制と活動の充実	46
子どもの虐待予防のための取組みの強化	47
被害にあった子どもの支援の充実と再発防止への取組みの強化	49
目標6 安心して生み育てるための親と子どもの健康づくり	50
安心・安全な妊娠と出産の支援の充実	51
子どもや親の健康づくりの推進	52
小児医療の充実	54
子どもの心身健康管理に関する情報の共有	55
・サービス目標事業量	56
・計画推進体制	59
1．市民や関係機関などとの連携	59
2．財政状況に対応した効率的な支援	59

はじめに

日本の少子化が急速に進行しています。わが国の出生率（合計特殊出生率）は2003年には1.29となり、長期的に人口を維持できる水準の2.07（国立社会保障・人口問題研究所・資料）を大きく下回っています。

高齢者人口に比べ、子どもの人口が極端に少ない状態では、現行の社会保障システムの持続的発展が困難になるなど、「少子化」は、社会全体の問題としてとらえていく必要に迫られています。

従来、少子化は晩婚化や未婚化の進展が主要因とされてきましたが、近年は結婚してから出産までの長期化、夫婦の出生力の低下など新たな現象も複合的に関係してきています。

本市においても、少子化の傾向は強まっていますが、子どもたちは、次代を担い、人々に喜びと希望をもたらす、わたしたちの暮らす地域社会にとって、かけがえのない大切な存在であります。

こうした考え方に立ち、本市は、市民に最も身近な自治体として、子育てを各家庭の問題としてとらえるだけでなく、地域社会全体で応援していく視点で様々な取組みを進めていきます。

その取組みの基本として国は、平成11年の「少子化対策推進基本方針」に基づく「エンゼルプラン」の策定や、平成14年には「少子化プラスワン」として従来の「子育てと仕事の両立支援」から一歩進んだ「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などの「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

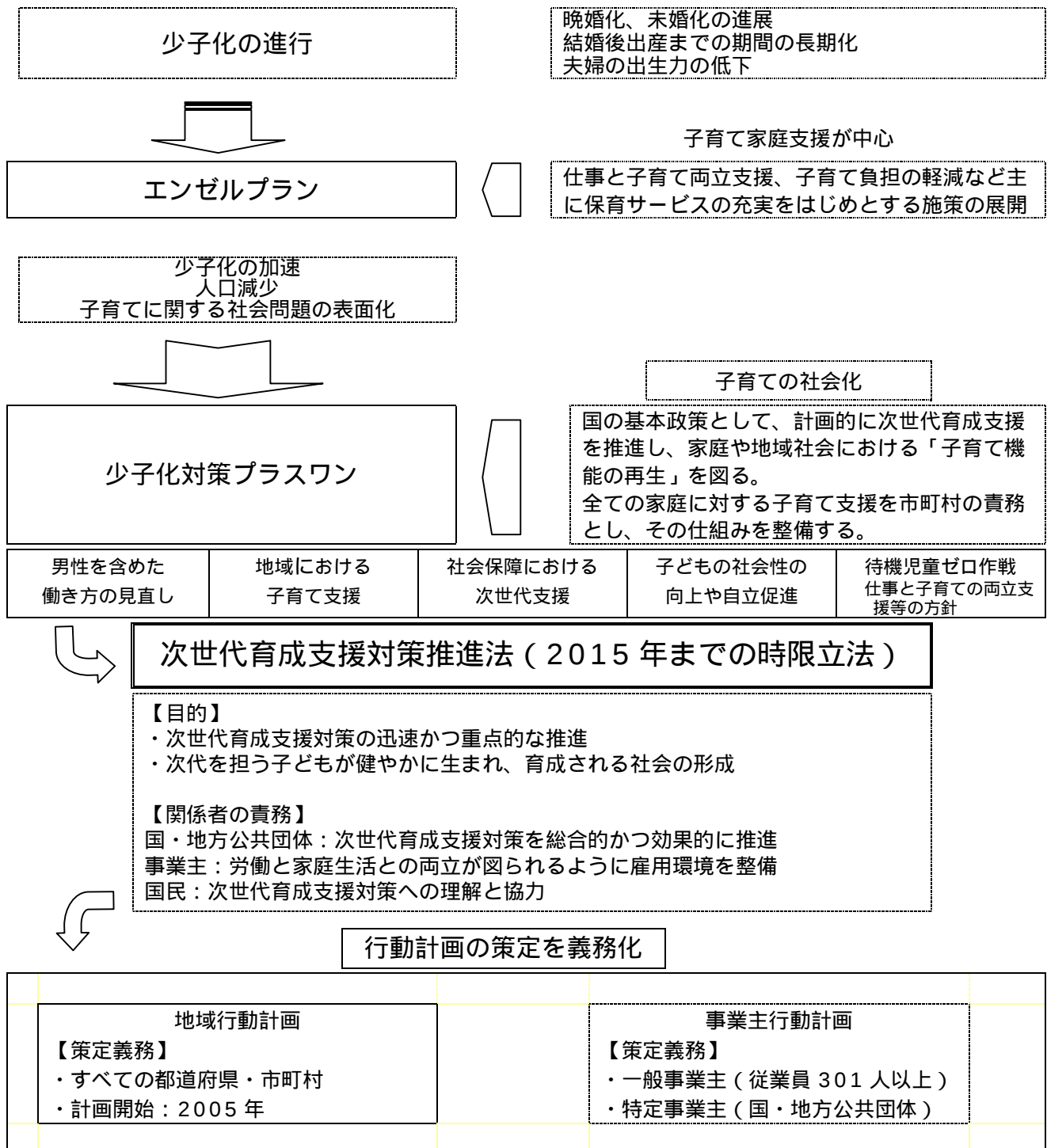
さらに、平成15年7月には、少子化対策を総合的に講じていくための「少子化社会対策基本法」を整備するとともに、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業の協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」と、全ての子育て家庭支援のための地域社会における支援強化の視点から「児童福祉法」を改正するなど、総合的な少子化対策の強化を図りました。

本市においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の地域を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、昨年度の市民アンケート調査結果を踏まえた上で、「周南市次世代育成支援行動計画」としてとりまとめることにしました。

子育て家庭を含めたすべての市民の皆様、並びに事業者の皆様と、子育て支援に関する情報を共有するとともに、「次世代育成支援」をひとつのきっかけとして、市の施策全般の一層の充実を目指したいと考えています。

< 参考：次世代育成支援計画策定までの流れ >

【国の少子化対策の変遷】



次世代育成支援「周南市行動計画」の策定

・次世代育成支援「周南市行動計画」の基本的な考え方

1．計画の目的

次世代育成支援「周南市行動計画」は、地域の宝であり次代を担う子どもたちを育てる環境を整備するために、本市が今後目指していく方向性や重点的に取組むべき具体的な施策目標について、市民の皆様に発信し、地域の協力のもと計画的に推進していくために策定するものです。

策定にあたっては、本市を構成する旧市町で策定されたエンゼルプラン等の基本的な考え方を踏まえた上で、それらを発展的に継承し、昨年度に実施した市民アンケート調査結果を反映した新しい視点を盛り込みます。

2．計画の期間と位置づけ

本計画は、平成17年度を初年度とする5年間の計画です。なお、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成21年度に必要な見直しを行い、平成22年度からの後期計画を策定するものとします。

また、本市の施策を総合的・一体的に進めるため、平成16年度策定の周南市まちづくり総合計画や関連上位計画等とも相互に整合性を保ちながら策定していくものとします。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

3．計画の推進

本計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、小児医療、教育その他次世代育成支援にかかわる幅広い施策を推進するために、行政だけではなく市民個人をはじめ各家庭や学校、地域、企業、団体等市民全体の協働により行います。

また、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、計画の進捗状況が容易に把握できるよう、可能な限り数値目標を定め、数値目標達成状況や具体的な施策評価など、定期的な進捗管理を行っていくものとします。

・本市の子どもと子育てを取り巻く状況

1. 市勢

本市は、平成15年4月に徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町が合併してできた新しい市です。

位置は、山口県の東南部にあり、北は中国山脈を背に島根県境となっており、南は瀬戸内海に面し、東は下松市、光市、玖珂郡周東町、錦町、西は防府市、佐波郡徳地町に接しています。

産業は、天然の良港である徳山港を有し、昭和30年代以降精油所や石油化学コンビナートの立地が続き、周南臨海工業地帯の中核として発展してきました。産業別人口比では、第1次産業が5%未満、第2次産業が約33%、第3次産業が約62%と、第3次産業が最も多いものの第2次産業も多くなっているのが特徴です。

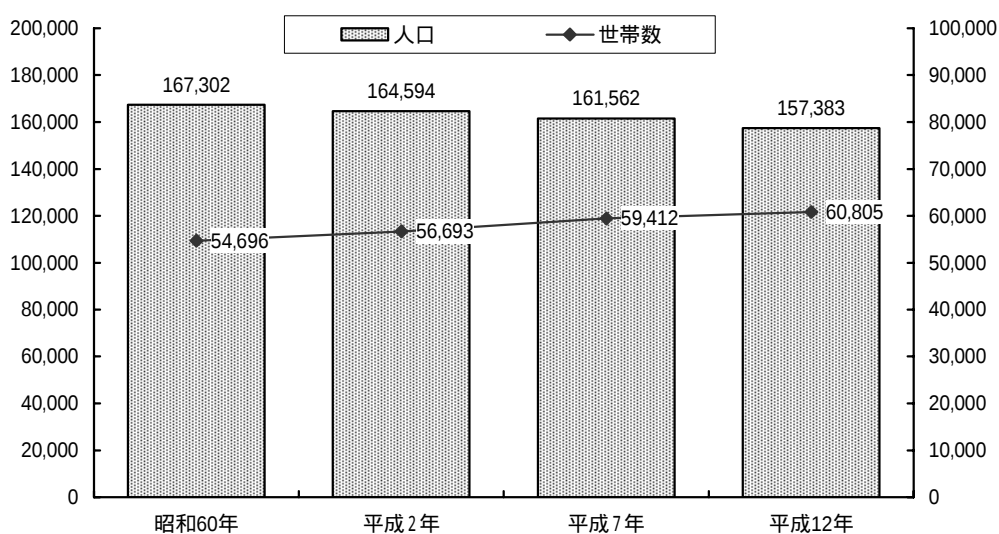
2. 少子化の現状

(1) 人口

本市の人口は、昭和30年代には13万人程度でしたがその後増加を続け、昭和60年には16万7千人あまりにまで達しました。しかしその後は微減傾向となり、平成12年には157,383人となっています。

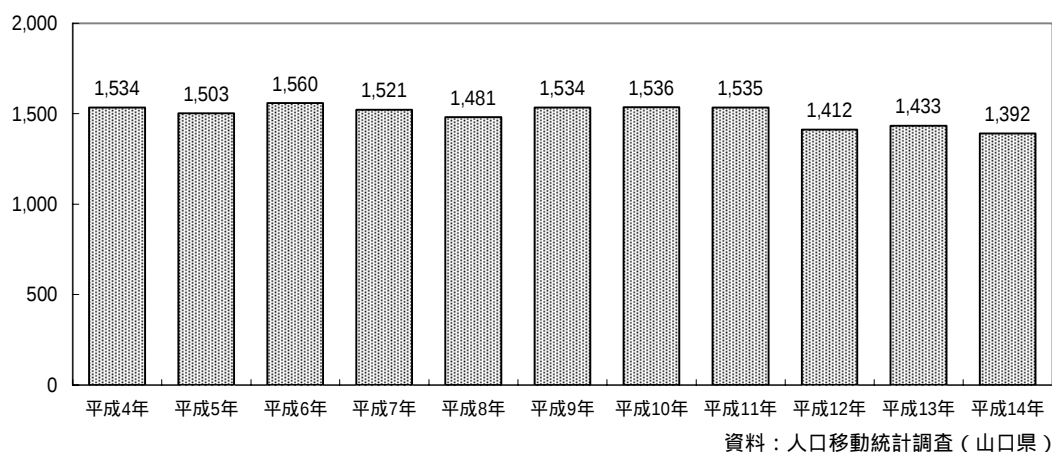
出生数は平成12年には1,412人となっていますが、平成12年以降は減少傾向になっています。

【人口・世帯数推移（人・世帯）】



資料：国勢調査（総務省）
旧市町合計値

【出生数推移（人）】



（２）年齢区分別人口構成

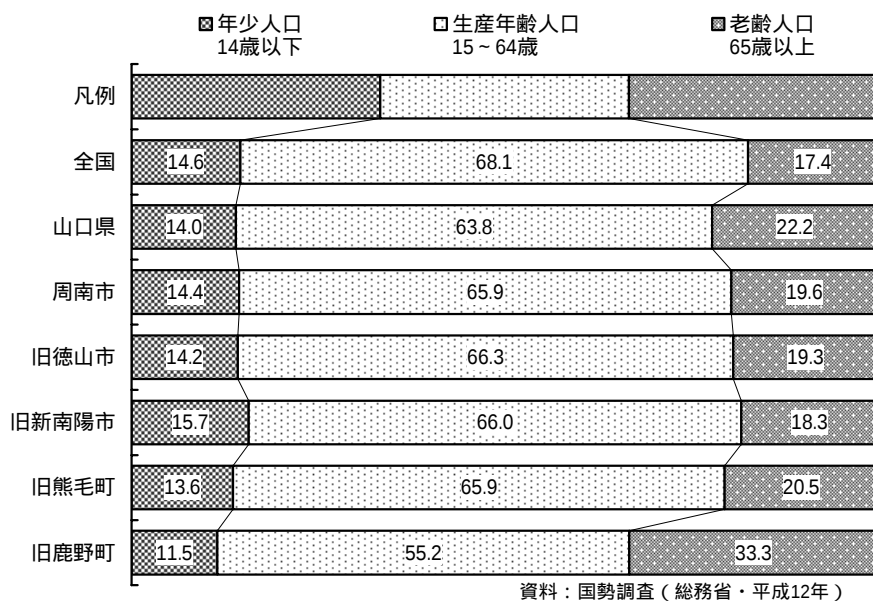
本市の年齢別の人口構成比は、全国平均と比較して、年少人口比、生産人口比がやや低く老年人口比は高くなっています。一方、山口県平均と比較すると年少人口比、生産人口比が高く、老年人口比が低くなっています。

地域別には、熊毛地域や鹿野地域では年少人口比が低く老年人口比が高く、特に鹿野地域では老年人口が3割を超えています。経年推移でみると、ここ数年は老年人口比の上昇と年少人口比の減少傾向が続いています。

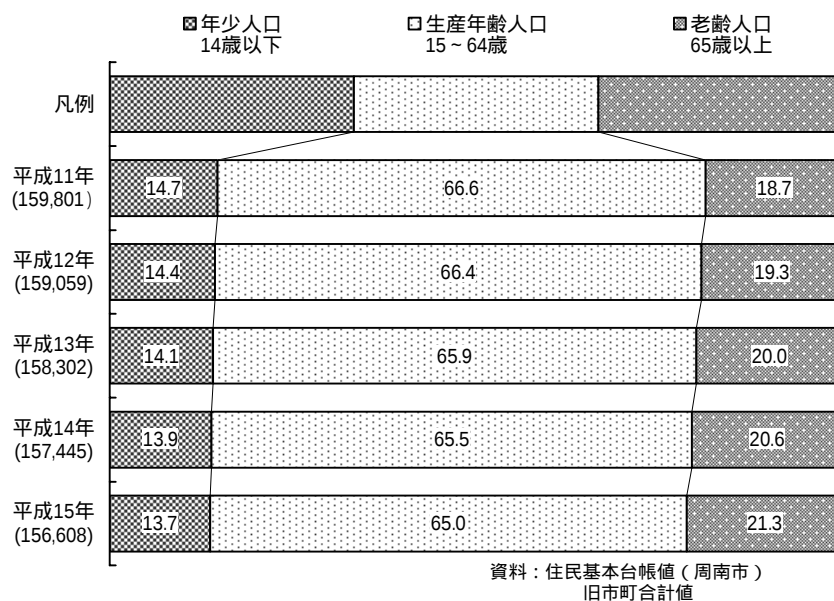
5歳階級別の人口をピラミッドで表すと、50～54歳と30～34歳の年代の2つの山を持つひょうたん型に近い形となっています。

このように、本町の人口構造は、全国的な傾向と同様に高齢化と少子化が進展しています。

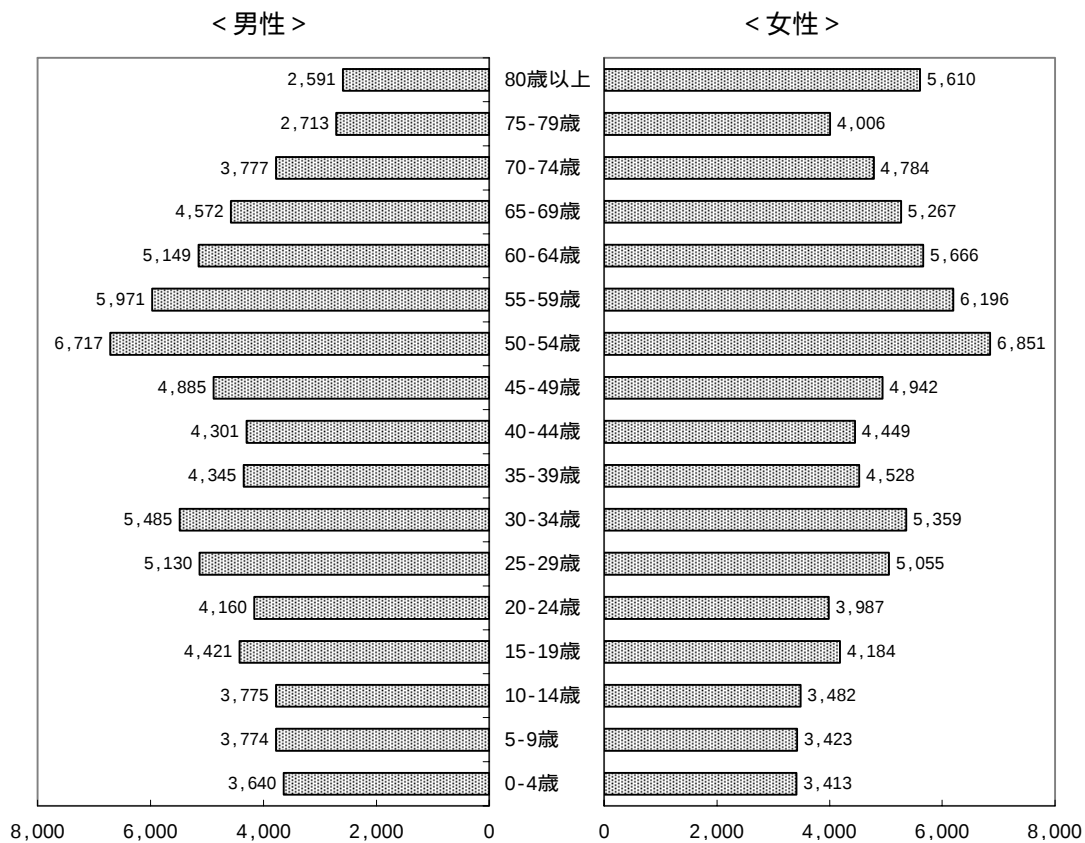
【年齢3区分人口比（％・国、県比較と旧町別状況・国勢調査値）】



【年齢3区分人口比推移（％・住民基本台帳値）】



【5歳階級別人口ピラミッド（人）】



資料：住民基本台帳値（周南市 平成15年）

3. 子育て支援に関する取組みの現状

本市は、平成15年4月に発足した新しい市であるため、新市としての次世代育成支援の取組みは、この「周南市行動計画」に基づいてこれから進めていきますが、旧構成市町においても、それぞれ合併前からエンゼルプラン等で様々な支援に取り組んできました。

それら旧市町で進められてきた施策について、よいものは積極的に全市的に範囲を広げるなどして、発展的に継承しながら、よりよい「周南市行動計画」を策定します。

< 旧構成市町の取組み骨子 >

● 旧徳山市エンゼルプラン（徳山市児童育成計画）概要

基本理念：子どもと子育てにやさしいまち～とくやま

基本方向と基本目標

- 家庭や子育てについての意識啓発
- ・ 社会全体の関心の喚起
- ・ 男女共同参画意識の醸成
- 子育て支援体制の整備・充実
- ・ 相談支援体制の整備・充実
- ・ 親の学習機会の拡充
- ・ 経済的支援の拡充
- ・ ひとり親家庭や障害児家庭への支援
- 母子保健対策の充実
- ・ 安心して出産できる環境整備
- ・ 小児期における健康管理の充実
- ・ 思春期における保健指導の充実
- 仕事と子育ての両立支援
- ・ 多様な保育ニーズへの対応
- ・ 放課後児童対策の充実
- ・ 就業に関する環境・条件の整備
- ・ 福祉施設等の整備
- 児童健全育成活動の推進
- ・ 地域活動の充実・強化
- ・ 多様な生活体験の提供
- ・ 学校・社会適応への対策の充実
- 生活環境の整備
- ・ 遊び環境の整備
- ・ 住環境の整備
- ・ 子育てに配慮したまちづくり

● 旧新南陽市児童環境づくりプラン概要

基本理念：子育ての喜びや楽しみを感じながら

安心して子供を生み育てる環境づくり

施策の基本的視点

- 家庭を基本にした子育て支援
- 地域社会全体での子育て支援
- 子どもの支援にたった環境づくり

施策の基本方針

- 家庭や子育てについての意識啓発
- ・ 社会全体の関心の喚起

- ・男女共同による子育て意識の啓発
子育て支援体制の整備・充実
- ・相談支援体制の整備・充実
- ・親の学習機会の充実
- ・経済的支援の充実
母子保健対策の充実
- ・安全な妊娠・出産の確保
- ・安心して子育てできる環境の確保
- ・健康的な環境の確保
- ・個人の健康に応じた適切な医療、療育の確保
- ・自己決定能力の獲得と親役割の準備
- ・推進体制の充実等
仕事と子育ての両立支援
- ・多様な保育ニーズへの対応
- ・放課後児童健全育成事業の充実
- ・就業に関する環境条件の整備
児童健全育成活動の推進
- ・地域活動の充実・強化
- ・多様な生活体験の場の提供
- ・芸術文化・スポーツの振興
- ・青少年健全育成のための環境づくり
生活環境の整備
- ・遊び環境の整備
- ・住宅環境の整備
- ・子どもと子育てに配慮したまちづくり

●旧熊毛町児童育成計画概要

基本理念：未来にはばたく子どものまちづくり

施策の方向

- 家庭や子育てについての情報ネットワークづくりと意識啓発
- ・情報ネットワーク
- ・学習機会の提供
- ・意識啓発と広報
母子家庭・子育て支援体制の統合的整備
母子保健対策の充実
- ・母子保健事業の充実
子育てと仕事の両立支援
- ・多様な保育サービスの充実
保育ヘルパー制度の確立
のびやかな子どもの活動の推進
- ・地域活動の充実
- ・児童健全育成の体制強化
子どもと子育てにやさしい環境の整備
- ・事故防止活動の充実
- ・多様な生活体験の提供と拠点の整備
- ・子育てに配慮した公共施設などの設備整備
子育てに伴う経済的負担の軽減
- ・保育施設等の利用にかかる経済的負担の軽減
- ・子育てのための経済的支援の強化

●旧鹿野町児童育成計画概要

基本理念：子どもの夢と希望を育てるまちづくり

児童環境づくり推進体系

- 家庭や子育てについての意識啓発
- ・社会全体の関心の喚起
- ・男女共同参画意識の醸成
- ・情報提供窓口の整備
- 子育て支援体制の整備・充実
- ・相談支援体制の整備・充実
- ・親の学習機会の拡充
- ・経済的支援の拡充
- 母子保健対策の充実
- ・安心して出産できる環境の整備
- ・小児期における健康管理の充実
- ・思春期における保健指導の充実
- 仕事と子育ての両立支援
- ・保育サービスの充実
- ・放課後児童対策
- ・就業に関する環境・条件の整備
- 児童健全育成活動の推進
- ・地域活動の充実・強化
- ・多様な生活体験の機会と提供
- 生活環境の整備
- ・遊び環境の整備
- ・住環境の整備
- ・子育てに配慮したまちづくり

●周南市建設計画における関連施策方向性（概要）

基本理念：県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造

子育て支援関連主要施策

- (リーディング事業)住民福祉の向上
- ・学び・交流プラザ整備事業（生涯学習・女性センター）
- ・子育てサポート事業
- (主要施策)人と地球にやさしいまちづくりプラン
- ・女性がいきいきと活動するまち
- 出産・子育ての支援
- 男女共同参画社会の推進
- ・子どもが健やかに育つまち
- 子育て支援の強化
- 教育・学習基盤の整備等

● 周南市まちづくり総合計画の概要と関連施策

『ひと・輝きプラン 周南』

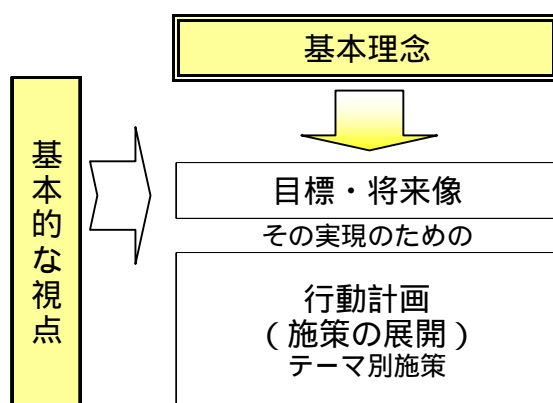
基本理念：私達が輝く元気発信都市 周南

子育て支援関連主要施策

- 心豊かに暮らせるまちづくり
- ・ 地域連携による青少年の健全育成
 - 青少年健全育成に関するネットワークの整備
 - 家庭・地域・学校における取り組みの充実
 - 青少年の社会参加機会の充実
 - 青少年を取り巻く社会環境の改善
- ・ 幼児教育
 - 施設・設備及び教育内容の充実
 - 支援体制の整備
- ・ 義務教育
 - 教育内容の充実
 - 地域連携の強化と学校運営の充実
 - 教育環境の整備
- ・ 高等学校教育
 - 教育ニーズの多様化への対応
 - 保護者等の負担軽減
- ・ 高等教育機関（大学教育等）
 - 高等教育を支える地域連携の促進
 - 高等教育機関の活用によるまちの活性化
 - 安心して暮らせるまちづくり
- ・ 地域福祉（社会福祉）
 - 福祉サービスの充実・開発
 - 福祉サービスの適切な利用促進
 - 地域福祉活動への住民参加の促進
 - ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・ 児童福祉
 - 保育施設の整備・適正化
 - 保育の充実
 - 児童育成環境の整備
 - 保育所・幼稚園の連携強化
- ・ 母子（父子）福祉
 - 経済的自立の支援
 - 精神的自立の支援

．計画の基本的な考え方

本計画は、「やさしさと元気を育み 支え合う輪を広げる」という基本理念のもと、「子どもたちの権利や幸せを第一に考える」「多様な家庭環境や親子のあり方を尊重する」「地域社会全体で支援する」「子育ての楽しさやすばらしさを共感する」という4つの視点を念頭に置きながら、本市の次世代育成支援の目指すべき目標・将来像である「子育て応援宣言のまち・しゅうなん」実現のための「施策の展開」を図っていきます。



1．基本理念

やさしさと元気を育み 支え合う輪を広げる
家庭・地域・行政の連携と協働

本計画は、「やさしさと元気を育み 支え合う輪を広げる」を基本理念とします。

この基本理念には、子どもの心と体の健全な育成のために、家庭、地域、学校、職場、そして行政など、地域社会全体が協働で取り組む姿勢を表しており、次代を担う地域の宝である子どもたちを守り、子育てを応援していくという意味が込められています。

子どもを持つ親の交流のための機会や場の充実だけでなく、そうした機会や場に積極的に参加できない親や子についても、地域全体の思いやりとやさしさで見守り、支え合いの輪と和の精神で、全ての子どもたち、そして親たちにとってやさしいまちであることを目指します。

子どもたちの心と体の健やかな成長を支援することで、本市のまちづくり総合計画の目標とする都市像にも掲げられる「元気発信」を実現します。

2．計画の視点

次に、本計画の策定及び施策推進にあたり、行動計画策定における国の指針を踏まえつつ、本市は以下の4つの視点を念頭におきます。

(1) 子どもたちの権利や幸せを第一に考える視点

子どもを健全に育てるという子育て支援だけでなく、子どもたち自身の幸せや権利を十分に考慮した視点が重要です。

子どもたちを「保護」「育成」するだけでなく、「権利の主体」として尊重し、意見や主張を自由に表現し、個性や能力を伸ばしていくための機会を拡充します。

その上で、子どもたちの自主性や自立を尊重し、たくましく生きる力の醸成や社会適応能力の向上、大人社会とのパートナーシップ強化などを目指します。

(2) 多様な家庭環境や親子のあり方を尊重する視点

価値観や家庭環境は多様化しており、子育てやライフスタイル、そして子どもたちの個性も様々です。

一律的な施策だけでは、対応できないケースや十分に恩恵を受けられない家庭も出てきます。

支援策やコミュニケーションの充実は重要ですが、個々の家庭環境やプライバシーを尊重することも重要であり、多様なあり方を受け入れ、それぞれ最もふさわしい支援策を考えるとともに、支援策を積極的に利用する人もそうでない人も、全ての親子が十分に恩恵を受けられるような、きめ細かい対応を目指します。

(3) 地域社会全体で支援するという視点

子育てでまず大切なのは家庭・親の責任ですが、子どもたちは次代を担う地域の財産であるという視点のもとに、地域社会、地域の事業者、そして行政など、地域全体で子育てを支援していくという意識を市民全員が共有することが重要です。

核家族化や共働き家庭の一般化、女性の社会進出など、家庭における子育て環境は変化してきており、また、少子化により子ども同士、その親同士など「ご近所コミュニティ」が薄れ、予期せぬ犯罪の発生など子どもたちを取り巻く環境の悪化も懸念されます。

このため、地域社会全体であらゆる社会資源を活用し、市民の支え合いの精神で、家庭や地域の子育て力を向上していきます。

(4) 子育ての楽しさやすばらしさを共感する視点

少子化の一因には子育ての楽しさよりも子育ての苦勞の方が大きいとの認識を持たれている点があげられます。

現在、子育て中の人はもちろん、全ての人々が、子育てが本来持っている楽しさやすばらしさ、豊かな人生の実感などを共感できるような施策を進めます。

子どもたちや親だけでなく、これから結婚を考える人たちも、このまちで子どもを生み、育てたいと思えるような地域づくりを目指します。

3. 目標・将来像（子育て応援宣言のまち・しゅうなん）

基本理念や計画の視点をもとに、目標・将来像として以下の5つの「子育て応援宣言」を設定します。

子育て応援宣言のまち・しゅうなん

1. 私たち母親・父親は、互いに協力し合い、家族の宝として子どもの成長を育みます。
2. 私たち父親は、家庭での子育てを積極的に担います。
3. 私たち事業主は、父親や母親が子どもと接する時間を増やすために協力します。
4. 私たち市民は、地域の子どもたちを分け隔てなく見守り、元気に育みます。
5. 私たち周南市は、全ての子どもと子どもがいる家庭を応援し、子どもを大切にするまちづくりを推進します。

● 「子育て応援宣言」とは...

本市で子どもを生み、育てたいと思ってもらうための内外に向けた宣言です。

本市の次世代育成支援行動計画の目指す内容を、当事者である子育て家庭の人たちや市民、他地域の人たちに簡潔に、わかりやすくアピールするために、子育てを応援していく宣言として表明するものです。

本市の子育てを取り巻く状況やニーズなどを踏まえ、子どもたちが元気に暮らし、子育てをしやすいまちづくりを推進していくための目標・将来像を表しています。

・行動計画の内容（基本目標と個別事業）

本市の行動計画は、以下の「基本理念」「基本的な視点」「子育て応援宣言（目標・将来像）」と、6つのテーマ別施策で構成します。

施策の体系

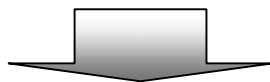
【本計画の基本理念】

やさしさと元気を育み 支え合う輪を広げる
家庭・地域・行政の連携と協働



【計画の基本的な視点】

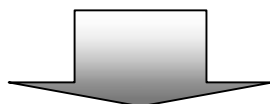
- 1．子どもたちの権利や幸せを第一に考える視点
- 2．多様な家庭環境や親子のあり方を尊重する視点
- 3．地域社会全体で支援するという視点
- 4．子育ての楽しさやすばらしさを共感する視点



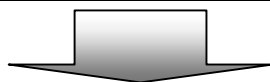
【目標・将来像】

子育て応援宣言のまち・しゅうなん

- 1．私たち母親・父親は、互いに協力し合い、家族の宝として子どもの成長を育みます。
- 2．私たち父親は、家庭での子育てを積極的に担います。
- 3．私たち事業主は、父親や母親が子どもと接する時間を増やすために協力します。
- 4．私たち市民は、地域の子どもたちを分け隔てなく見守り、元気に育みます。
- 5．私たち周南市は、全ての子どもと子どもがいる家庭を応援し、子どもを大切にするまちづくりを推進します。



行動計画
（施策の展開）



6つのテーマ別施策

【主に「地域協力・子育て連携」に関する基本目標】

1．連携と協働により子育てを支援する地域社会づくり

基本施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 家庭・地域・行政の連携による子育て支援の展開
- (3) 地域・事業者と協力して進める親子触れ合い時間の拡大

【主に「行政による支援施策」に関する基本目標】

2．子育て家庭への支援体制の充実と仕組みづくり

基本施策

- (1) きめ細かに対応する子育て支援サービスの充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 特別な配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実
- (4) 支援サービスが利用者に届く広報活動の充実

【主に「子どもの人権・教育」に関する基本目標】

3．子どもの夢と希望を育む人づくり

基本施策

- (1) 生きる力と個性を育む教育の充実
- (2) 子どもの権利を尊重する社会の実現
- (3) 子どもの手本・目標となり尊敬される大人を目指す子育て力の向上
- (4) 思春期における心と体を大切に育む取組みの強化

【主に「生活環境・社会基盤整備」に関する基本目標】

4．子どもと子育て家庭の視点に立ったまちづくり

基本施策

- (1) 子育てバリアフリーの生活空間整備
- (2) 子育てしやすい住環境の整備
- (3) 自然に親しみ、仲間を増やす子どもの遊び場と居場所の充実

【主に「防犯・防災」に関する基本目標】

5．不測の事態に備える相談・支援体制の充実による安心づくり

基本施策

- (1) 子どもの安心と安全を守る体制と活動の充実
- (2) 子どもの虐待予防のための取組みの強化
- (3) 被害にあった子どもの支援の充実と再発防止への取組みの強化

【主に「保健・医療」に関する基本目標】

6．安心して生み育てるための親と子どもの健康づくり

基本施策

- (1) 安心・安全な妊娠と出産の支援の充実
- (2) 子どもや親の健康づくりの推進
- (3) 小児医療の充実
- (4) 子どもの心身健康管理に関する情報の共有

目標別計画の内容

目標 1 連携と協働により子育てを支援する地域社会づくり

近年、核家族化の進展や地域における人間関係の希薄化等により、子育ての孤立化や負担感の増大が懸念されています。子育てに関する知識や経験の伝達機会が減少すると同時に、核家族化した家庭で育って大人になった親自身が、子ども時代の親子の接し方など経験不足の状況であることにより、子どもの接し方に自信が持てない、子どもの見方、接し方に多面性が失われてしまう、などの指摘がなされています。

現在表面化している親子関係の問題点として、共働き家庭については子どもと接する時間の減少、専業主婦家庭については孤立化による育児不安などが指摘されており、子育てが家庭だけの問題ではなく、ますます地域や多くの人たちの連携と協力が必要な状況になってきています。

一方、子どもたちについても、地域とのつながりは薄れてきており、塾や習い事、部活動等で多忙な子どもが増えていることから、地域行事への参加が減少傾向にあるほか、行事自体も当日限りのものが多いために地域への帰属意識が育たない状況にあります。

また、地域の人たちも、隣近所との付き合いが希薄化していることにより、自分の子ども以外の子どもへの挨拶や注意、あるいは褒めるなどの機会が減少しています。

このように、家庭、地域ともに子どもと大人の関係が様々な問題を抱えている現状を踏まえ、「地域における子育て支援」という観点から、家庭、地域、行政、事業者等、全ての人が協力して、地域における全ての子どもたちを分け隔てなく見守り、子育てを支援する意識を高めることが重要です。これまでも子育て意識の高揚などは様々な形で取り組まれてきましたが、今後はさらに一歩進めて、具体的な行動として示していくことが重要であり、そのための地域社会の連携と協働の体制づくり、仕組みづくりを進めていくことが求められています。

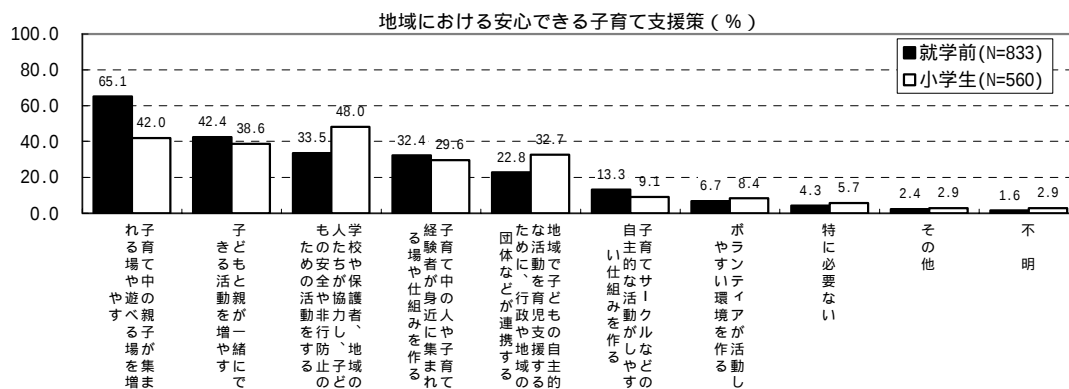
これらの状況を踏まえ、以下の基本施策を進めます。

基本施策 1

地域における子育て支援サービスの充実

これまで本市では、地域での各種保育サービス支援や児童館運営、母子保健推進員活動、母親クラブ等様々な地域活動支援を行ってきましたが、こうした活動をさらに持続、発展させ、全ての子どもや親が気軽に利用、参加できるよう努めます。

また、市民からの希望が多い支援施策も、子育て中の親同士が交流できる場や活動の場などであり、子どもや親が地域と交流を深めるための機会の拡充を積極的に推進します。



（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 地域における子どもの孤立化防止
- 共働き家庭や在宅専業主婦家庭などの地域での支援サービス
- 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
子育て支援センター事業	地域における子育て支援として、育児教室、絵本、おもちゃの貸出などを実施する。	実施	推進
子育て交流センター（つどいの広場）事業	子育て支援として、子育て中の親子が交流し、育児の悩みの解消や出会いの場、遊びの場、学びの場を提供する。	実施	推進
ファミリーサポートセンター事業	市民の子育て支援相互援助活動として、アドバイザーが援助会員と利用会員のコーディネートを行う。	実施	推進
保育所機能強化推進事業	多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、利用要件を含め多様な利用促進を図る。	実施	推進 対応柔軟化
児童館運営事業	休校日や放課後の児童に対する保育と非行防止、健康増進などの支援を行う。	実施	推進
母親クラブ活動補助事業	母親が参加する地域組織活動を支援する。	実施	推進

事業名	内容	現況	今後の取組み
児童公園整備事業	親子が安心して遊び、集うことができる公園を各地域に拡充する。	実施	推進
母子保健推進員活動事業	地域や家庭で母と子の相談に応じ、行政と連携し母子保健サービスの周知と子育ての支援活動を行う。	実施	推進
幼稚園地域交流促進事業	幼稚園を地域の子育て家庭に開放するとともに子育て相談などを行う。	一部実施	推進

基本施策 2

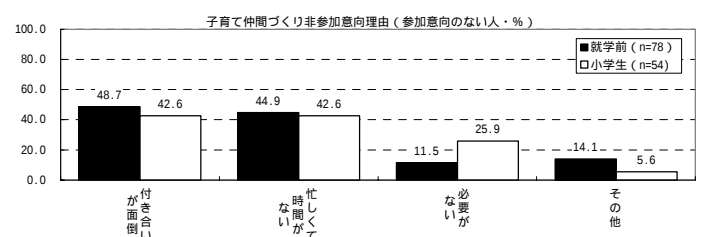
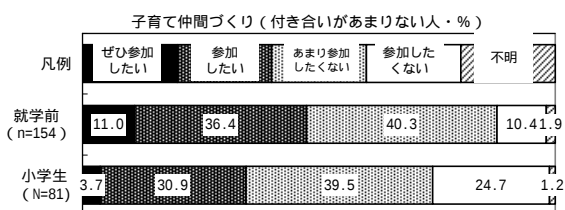
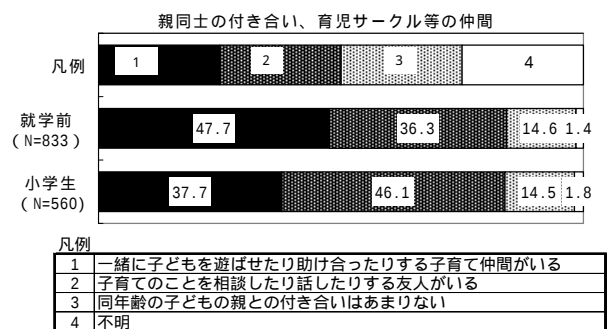
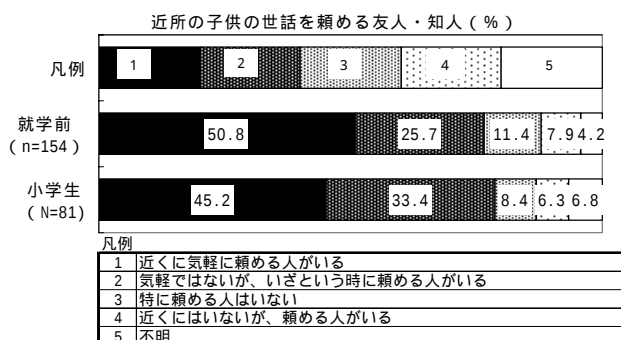
家庭・地域・行政の連携による子育て支援の展開

子どもは地域の財産であるという考えのもと、子育て家庭の孤立化を防止し、共働き家庭のみならず専業主婦やひとり親家庭を含めた全ての子育て家庭への支援を地域ぐるみで行い、子どもたちを地域で守り、育てていく市民意識を醸成します。

市民や地域の自主性を重んじつつ、必要に応じて行政による支援サービスを効果的に提供し、家庭、地域、行政の連携を深めながら、それぞれの役割を活かしたきめ細かい子育て支援を展開します。

子育て家庭にとっては、近所に相談できる知人や頼れる相手がいることは大きな心の支えとなるものであり、地域における子育ての仲間づくりや子育てボランティア、各種団体の活動の支援を充実し、地域で楽しく子育てをする環境づくりを進め、それらをネットワーク化しながら全市的な交流の拡大を図ります。

また、地域との交流に積極的でない家庭についても、孤立化や受ける支援サービスの不公平を生じさせないように、訪問相談や情報提供などを通してきめ細かく支援を行います。



（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 家庭、学校、地域、行政等関係機関の連携
- 地域の子育て力の向上
- 子どもの地域への愛着と誇りの育成

●主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
子ども会活動支援事業	自然体験や国際交流、ボランティア活動など、子ども会活動に対する支援。	実施	推進
学校施設有効活用事業	放課後や休校日の開放により子どもと地域住民との交流を深める。	実施	推進
家庭教育講座 開催事業	保護者を対象とした子育てや教育、子どもの心と体の健康や親の役割などについての講習。	実施	推進
地域における 各種体験事業	地域について学び、職業体験などを通して地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てる。	実施	推進
青少年問題協議会 開催事業	青少年健全育成団体や家庭、学校との連携を図り、青少年の健全育成を推進する。	実施	推進
世代間交流拡大事業	高齢者や学生などと子どもの交流により地域の子育て意識を高め、様々な得意分野を生かした「地域の先生」「地域のマイスター」などを認定する。	一部実施	拡充
母子保健推進員 活動事業（再掲）	地域や家庭で母と子の相談に応じ、行政と連携し母子保健サービスの周知と子育ての支援活動を行う。	実施	推進
子育て連携強化 情報交換会開催事業	家庭、保育所、幼稚園、学校、地域住民らによるそれぞれの立場での子育てについての問題点や情報の共有化と取組みの話し合い。	—	検討
子育てボランティア 育成事業	地域住民や社会福祉協議会、NPOなどの団体や幼稚園・保育所等との連携による地域協働の子育て支援を行うための人材育成。	—	検討
子育て支援策 統括推進事業	家庭、地域、行政それぞれで取り組むべき最適な子育て支援策について検討し、これらを統括調整する機能を強化。	—	検討
在宅子育て家庭 情報交流事業	インターネットなどを通して、地域との関わりが少ない子育て家庭への情報発信や親同士の交流支援を行う。	—	検討
青少年育成市民会議 情報交流事業	青少年の健全育成への大人向けの啓発活動として、あいさつ運動や「家庭の日」、環境美化活動を推進する。	—	検討

子育ては専業主婦家庭における父親の協力はもちろん、共働き家庭や働きに出ているひとり親家庭などを含め、親と子が接する時間を増やすことが重要です。

働く親が子どもと接する時間を増やすためには、事業者の協力が不可欠であり、次世代育成支援対策推進法においても民間事業者の努力義務をうたっており、事業者も、親を子どものもとへ早く帰すことに積極的に取り組むことが求められています。

本市は大手製造業のプラントなどが立地し、特定の事業者に関わる人が多く居住するなど地域独特の事情を有しています。当然、これらに関わらない人たちも多くいますが、地域産業に大きな影響を持つこうした大手製造業の動向が地域を牽引することも事実です。

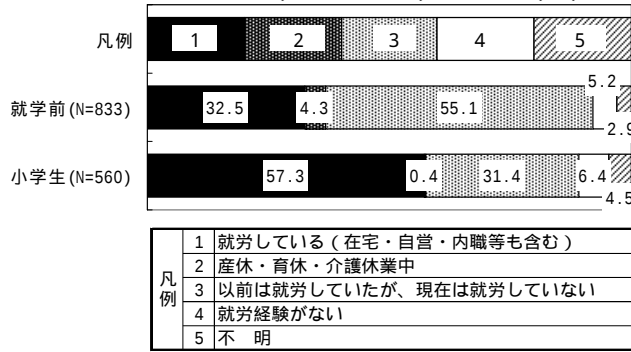
本市を代表するこうした大手事業者が率先して親子の触れ合い時間拡大に向けた努力姿勢を示し、他の地域事業者の手本となるような子育て支援を実現できるように、行政との連携を深めていきます。

市内の事業者に対し、親子触れ合いノー残業デーの推奨や子育て応援事業所認定制度など、行政による指導や支援策を充実するとともに、事業所における職員・社員の子育て家庭に対する理解や妊娠・出産、乳幼児期の親に対する協力、特別な配慮などの意識醸成についても広報活動などを通して支援します。

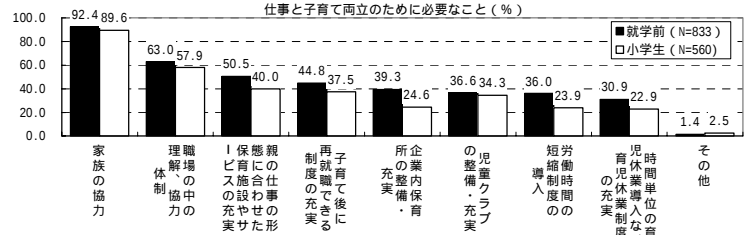
特に、女性の社会進出の進展や就労意欲の高まりに伴い、事業所における女性の働きやすい就労環境の整備は不可欠であり、男性の理解や協力を促す取組みを一層強めていく必要があります。

女性が子育ての素晴らしさと労働の喜びを同時に実感できることは、地域の将来にとっても大きな強みとなります。子どものいる働く女性も暮らしやすい、住みたくなる地域を目指し「子育ては家庭で」の考え方を重視しながら、保育サービス、就労支援、職場での理解促進など幅広く子育て支援策を充実し、子育ての楽しさや仕事との両立が困難ではないことを実感できる地域社会を構築します。また、現在働いていない子育て中の親についても、就労意欲が高い人が多いことから、子育てと仕事の両立を支援する取組みを引き続き強化していきます。

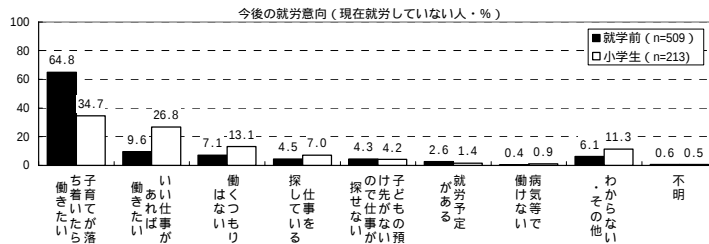
主に子どもの世話をする人（9割以上は母親）の就労状況（％）



仕事と子育て両立のために必要なこと（％）



今後の就労意向（現在就労していない人・％）



（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 子どもと親の触れ合い時間の拡大
- 事業者への努力義務設定と取組み評価
- 女性の就労支援

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
男女共同参画推進事業	男女共同参画推進条例に基づく基本計画を総合的・計画的に実施する。市民意識の醸成及びリーダー養成と活動の支援を行う	実施	推進
仕事と子育ての両立支援のための広報事業	仕事と子育ての両立を実現するための市民の理解や支援指針、育児休業制度などの啓発。	実施	推進
親子触れ合い時間拡大ノー残業デー奨励事業	企業等における子育て親の帰宅を早める努力と理解向上や体制整備への協力要請。	—	検討
子育て応援事業所認定事業	市内の事業所で、一定の要件を満たすものについて子育て応援事業所として認定し、公表する。	—	検討
市内事業所子育て支援行動計画策定支援事業	行動計画策定の際の市としての方針や様々な情報提供などの支援を行う。また、本来策定義務のない300人以下の事業所に対しても行動指針などの策定を奨励する。	—	検討
就職支援事業	出産後の再就職や子育てと仕事を両立したい人のための就職活動に必要な知識や技術の習得、相談体制の充実。	—	検討

目標 2 子育て家庭への支援体制の充実と仕組みづくり

次世代育成支援対策については、従来から行政による様々な支援サービスが実施されていますが、エンゼルプラン等の支援施策が主に就学前児童に対するものであったのに対し、次世代育成支援対策推進法においては、子どもの自立までの一貫した取組みとして、思春期児童の年齢層までも視野に入れている点が特徴です。

この次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」は、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の7省庁合意となったことにより、行政による支援サービスも幅広い年齢層に対する総合的な対策として取組みを進めていくこととなり、本市においてもこの指針をもとにした幅広い対策を進めていかなばなりません。

また、平成17年1月1日より施行された「児童福祉法の一部を改正する法律」において、児童にかかる様々な相談に市町村が積極的に対応していくことが求められており、今後はますます市の役割が重要となってきます。

もちろん、こうした行政主導による支援だけでなく、民間企業等の協力や各地域における市民レベルでの支援も重要ですが、行政でなければならない分野、支援サービスが多いことも事実であり、行政による子育て支援施策、サービスのさらなる充実に努めることが求められます。

その上で、全ての子どもたち、子育て家庭が、そのライフスタイルや置かれた状況に合った最適なサービスを受けられるようにすることが重要です。

保育や教育、相談体制、経済的な支援、特別な配慮が必要な子どもや家庭などに対する支援策を充実するとともに、全ての子育て家庭がこの地域で子育てをすることの喜びを享受できるよう、積極的な支援サービスの認知と利用拡大に向けた情報発信を行い、迅速かつ臨機応変な対応が可能となる体制づくりを進めます。

これらの状況を踏まえ、以下の基本施策を推進します。

基本施策 1

きめ細かに対応する子育て支援サービスの充実

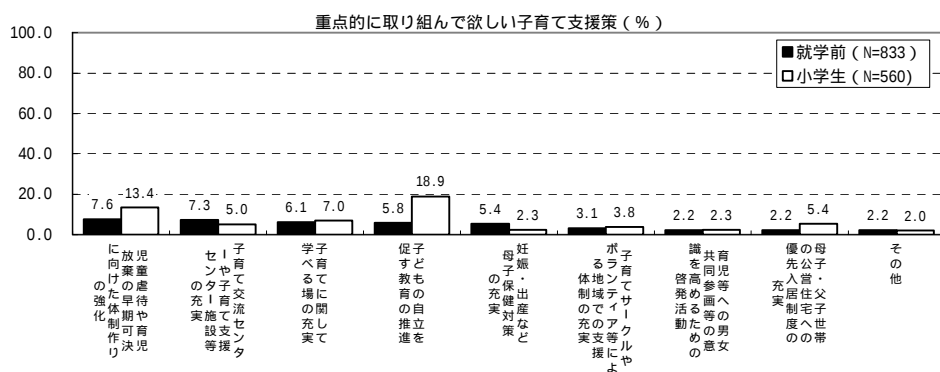
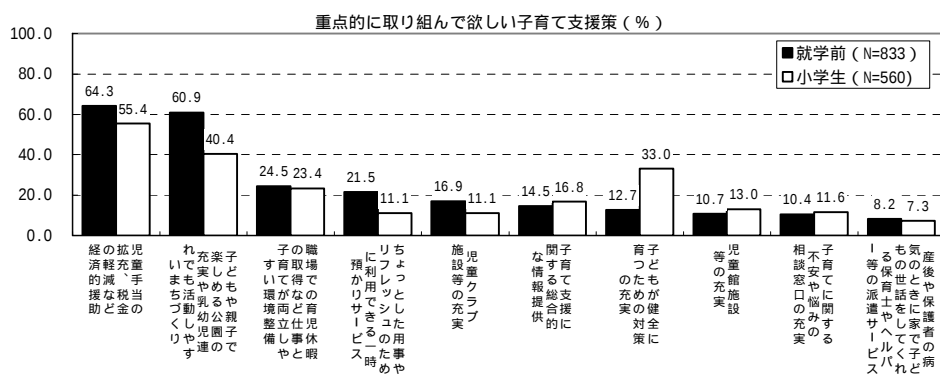
ライフスタイルの変化とともに求められる支援も多様化しており、発育過程や家庭の状況に応じたきめ細かな支援サービスを提供することが重要です。

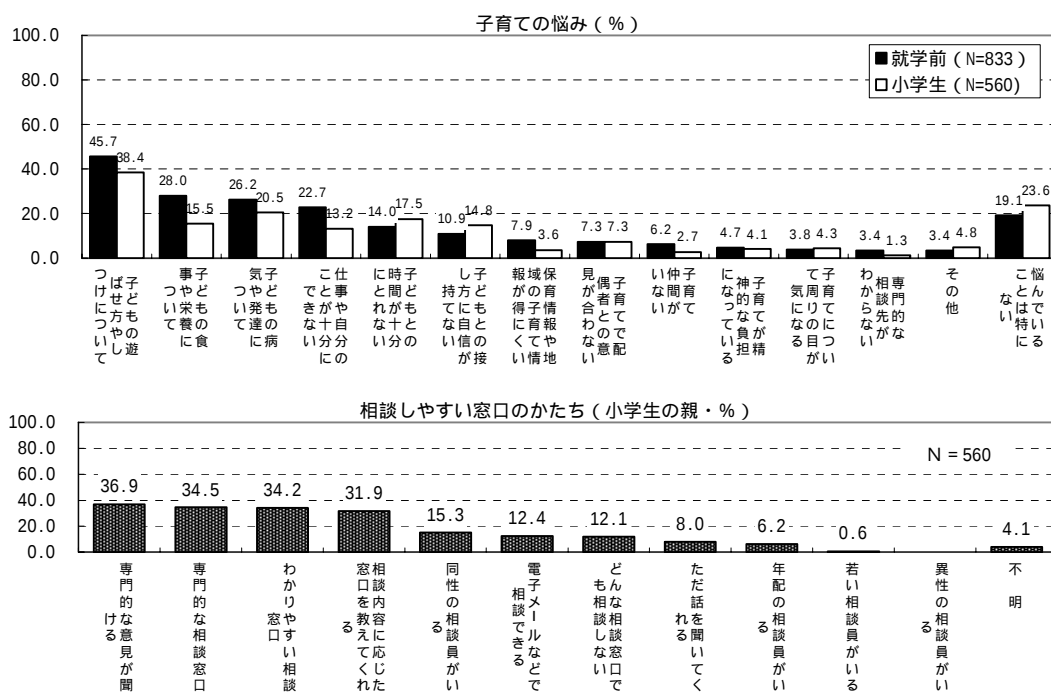
そのために、分野を越えた連携と情報の共有化を図り、必要な家庭に最適なサービスを迅速に提供できるよう柔軟な支援体制を整備します。

一方で個々の事例に関わらず、広く支援すべきサービスも多いため、子どもの年齢や家庭状況などの把握に努め、支援サービスの詳細を知らない家庭に対しても積極的に利用の呼びかけができるよう家庭類型に応じた支援のマニュアル化を推進し、支援サービスの不平等感の解消と迅速な対応を実現します。

また、児童福祉法の改正に対応し、子育て家庭の様々な相談に積極的に対応していくために、市民が気軽に相談できる窓口の拡充に努め、相談者の立場に立った親身な助言、的確な情報提供を可能とする体制整備を推進します。実際に子育て家庭がどのような支援を望んでいるかをより広く把握するために、市民が直接相談に訪れる窓口の拡充だけでなく、インターネット、電話、訪問相談など、窓口の多様化を図るとともに、様々な問題にきめ細かに対応するための相談員のさらなる知識や専門性などの資質向上に努めます。

子育て家庭が強く求めている経済的な支援については、子育て費用の負担感が増している状況が推測されるため、現行の経済支援策である児童手当、乳幼児医療費助成、保育料軽減措置などの多様な支援制度のさらなる拡充のための国や県に対する制度の改善や子育て費用の社会保障制度化などを求めています。





(平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より)

事業展開のポイント

- 多様化するニーズ、ライフスタイルに合った支援の提供
- 支援漏れをなくすきめ細かい情報提供と相談体制
- 多様な支援策の最適な提供を管理する統括機能の強化

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取り組み
経済的支援拡充のための 取り組み強化事業	児童手当や医療費助成、特別な配慮の必要な家庭への補助など経済的支援事業をさらに充実させるための各方面への働きかけ。	実施	拡充
子育て支援センター事業 (再掲)	地域における子育て支援として、育児教室、絵本、おもちゃの貸出などを実施する。	実施	推進
子育て交流センター (つどいの広場) 事業 (再掲)	子育て支援として、子育て中の親子が交流し、育児の悩みや解消や出会いの場遊びの場、学びの場を提供する。	実施	推進
家庭児童相談室 運営事業	児童に関する様々な問題について、家庭等の相談に応じ必要な調査や指導を行う。	実施	推進
子育て支援職員育成 及び専門性向上事業	多様化するニーズにきめ細かく対応するための専門性の高い職員の育成強化。	一部実施	推進
インターネット・メール 相談室運営事業	窓口で相談できない人のための相談窓口として、隠れたニーズを掘り起こす。	—	推進

事業名	内容	現況	今後の取組み
子ども総合相談窓口 設置事業	多様化する相談事項に迅速に対応するための 総合相談窓口を設置する。	—	検討
社協等による在宅 支援サービス拡充事業	妊婦や出産間もない家庭など、家事を十分にこ なせない家庭に、社会福祉協議会やシルバー人 材センターなどを活用した家事支援や訪問相 談を実施。	—	検討
子育て支援策 統括推進事業 (再掲)	家庭、地域、行政それぞれで取り組むべき最適 な子育て支援策について検討し、これらを統括 調整する機能を強化。	—	検討

基本施策 2 多様な保育サービスの充実

近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の導入などにより、女性が出産後も保育園などを利用して就労を継続する傾向が強くなっています。同時に、専業主婦ややむを得ず職を離れた主婦なども就労意欲は高く、保育サービスの充実は今後も積極的に取り組むべき支援策であるといえます。

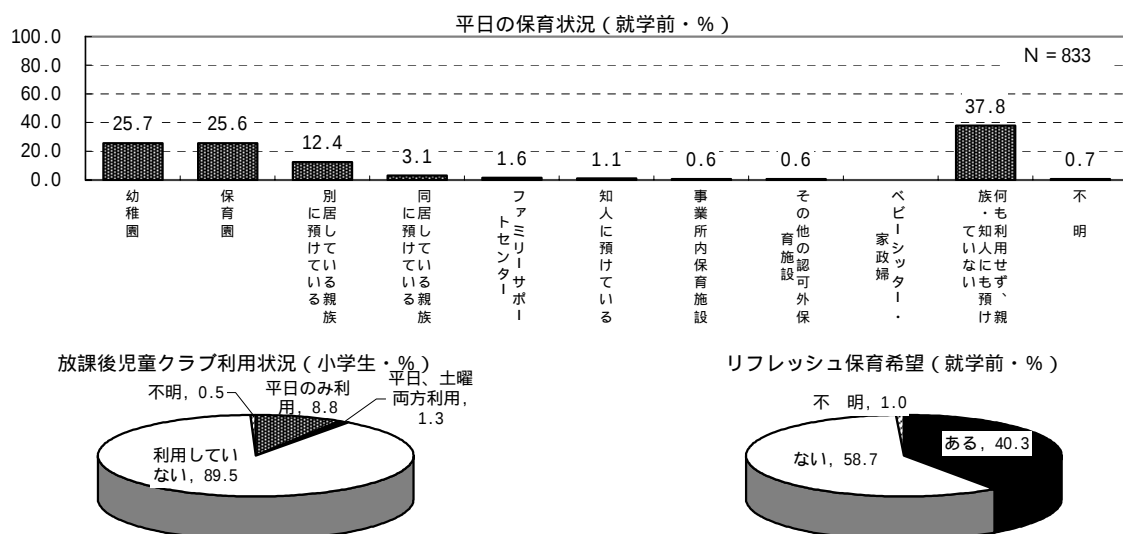
本市の保育サービスのニーズ量は、女性の社会参加や就労等により、近年、増加傾向にあり、この傾向は、未就園児が減少しているにもかかわらず、しばらくの間は続くものと考えられます。また、保育サービスを必要とする状況は就業形態やライフスタイルの多様化に合わせて様々なケースが想定されるため、通常保育に加えて延長保育、夜間保育、休日保育、一時保育、ショートステイ、放課後児童クラブなど多様な保育サービスの提供と利用促進を図ることが重要です。

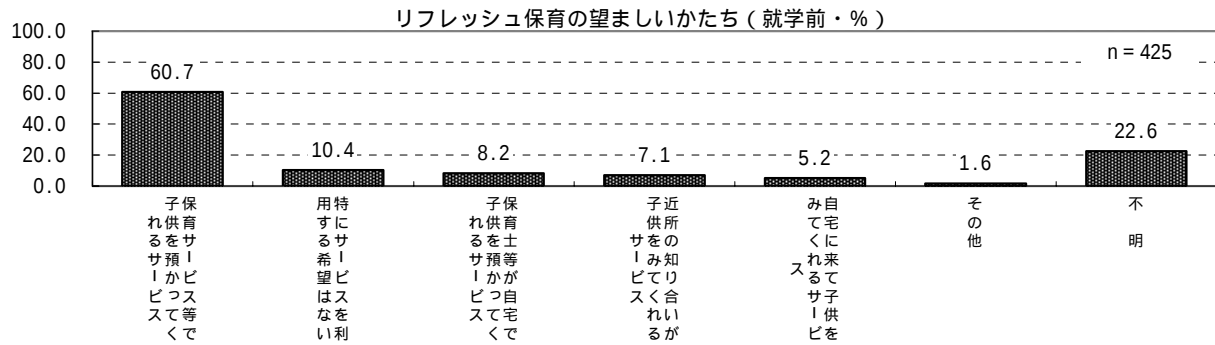
そのため、定期的な保育サービスの利用のほか、様々な突発的事態にも柔軟に対応できるように体制を整備します。

また、市内には民間保育園もありますが、過疎地など民間保育園空白地域などは公立保育園の重要性が依然として高く、今後は、民間事業者と連携しながら保育サービスの空白地域の解消を目指すとともに、地域のニーズに合わせた保育園の整備推進を図ります。

一方で、運営面では、効率的な経営を図るために、民間のノウハウを積極的に取り入れると同時に、今後は民営化についても導入を検討します。

また、国の、幼稚園と保育園の一体化に向けた動き（幼保一元化）に合わせ、本市においても住民ニーズを把握した上で、児童数の少ない地域や幼稚園、保育園の一方しかない地域などを中心として、複合的な施設設置の取組みを推進します。





（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 保育サービスの質的な向上
- 保育ニーズの多様化に合わせた柔軟な対応

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
保育所機能強化推進事業 （再掲）	多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、利用要件を含め多様な利用促進を図る。	実施	推進 対応柔軟化
児童館運営事業 （再掲）	休校日や放課後の児童に対する保育と非行防止、健康増進などの支援を行う。	実施	推進
ファミリーサポート事業 （再掲）	市民の子育て支援相互援助活動としてアドバイザーによる援助会員と利用会員のコーディネートを行う。	実施	推進
子どもすこやかショートステイ事業	一時的に養育ができなくなった子どもを児童福祉施設等で預かる。	実施	推進
民間保育サービス施設入所支援事業	認可外保育施設の職員研修や雇用経費、健診経費助成などを行う。また、健全な運営が行われるよう立入検査や指導を行う。	実施	推進
保育職員研修事業	認可、認可外問わず、保育にたずさわる職員の知識と技術の向上、問題点の共有化などのための研修を行う。	実施	推進
保育園評価情報管理体制確立事業	利用者からの保育園評価などの情報を内部的に把握するとともに、事故等の防止のための日常的な苦情や問題点の把握とそれに対する適切な指導を行う。	実施	推進
保育園・幼稚園連携強化事業	幼児保育と教育の充実のための幼保一元化に向けた検討を行う。	—	検討
幼稚園地域交流促進事業 （再掲）	幼稚園を地域の子育て家庭に開放するとともに子育て相談などを行う。	—	検討

基本施策 3

特別な配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

ひとり親家庭の支援

全国的に離婚率が上昇するなか、母子家庭等ひとり親家庭は増加する傾向にあります。厳しい社会情勢により特に母子家庭での経済的困難度が高くなっていることが推測されます。

これらの家庭には、児童扶養手当等の経済的支援に加え、母親の就労支援など総合的な自立支援への取組みをさらに充実します。父子家庭については、家事などの日常生活支援を充実します。

また、ひとり親家庭の子どもについては、これら支援策による福祉の充実を図るとともに、相談体制を充実し、家庭と地域、行政の連携を深めながら地域全体で子育てを支援します。

障害・発達に遅れのある子どもの支援

子どもの障害については多様化しており、心身の障害だけでなく発達に遅れのある子どもや学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症の子どもなどそれぞれの特性に合わせた対応が求められています。

多様な障害や発達に遅れのある子どもなど、一人ひとりの状況に応じた支援を実施するとともに専門性の高い知識や技術を備えた人材の育成を図るほか、特別な教育的支援、社会参画支援など幅広く対応するための体制を整備します。

一方で、子ども同士の関係においては、障害の有無に関わらず、乳幼児期からの交流を深めることで、意識的な障壁をなくしていくという考え方が広まりつつあり、地域社会の中で日常的に意識の障壁をなくすための子ども同士の交流を拡大するための取組みを強化します。

これらを踏まえ、保健、医療、教育、福祉の連携を強化し、相談体制の充実や障害予防への取組みを強化するとともに、多様化するニーズに対して総合的な視点ときめ細かい対応を両立するための体制を整備します。

事業展開のポイント

- 多様化するニーズに合わせた事業展開
- 経済的支援と就労、社会参画支援
- 乳幼児期からの障害の有無に関わらない交流

●主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
ひとり親家庭 医療費助成事業	母子家庭、父子家庭に対する医療費を助成する。	実施	推進
ひとり親家庭 生活支援事業	児童の養育や健康など、生活面に問題を抱えているひとり親家庭の生活基盤安定を図るため、家庭生活支援員を派遣するなどの生活支援を行う。	実施	推進
児童扶養手当 支給事業	母子家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るために支給する。	実施	推進
母子家庭 自立支援事業	母子家庭の母親に対する職業能力開発に要する費用の一部を助成する。	実施	推進
母子自立支援員 設置事業	母子家庭等の相談に応じるとともに、福祉資金の貸付を行う。	実施	推進
母子寡婦福祉 資金貸付事業	母子家庭等の自立支援のため就学・就職支度金、修学資金等の貸付を行う。	実施	推進
特別児童扶養手当 支給事業	重度・中度の障害のある子どもを養育している者に支給する。	実施	推進
私立幼稚園障害児 教育費補助事業	私立幼稚園の障害のある幼児受入促進のため、園に対する補助金を交付する。	実施	推進
発達相談会開催事業	言葉の発達や対人関係などで経過観察を要すると診断された児童に対する発達支援と保護者相談などを行う。	実施	推進
保育施設等における 障害児保育推進事業	保育園、幼稚園、児童クラブ等における障害のある児童の保育の実施と児童交流の促進。	実施	推進
障害児童 在宅介護事業	障害のある児童の身体介護、家事援助、移動介護などをホームヘルパーが行う。	実施	推進
障害児童 支援施設拡充事業	障害のある児童やその親の支援、相談を行う窓口などを各所に充実する。	—	検討

基本施策 4

支援サービスが利用者に届く広報活動の充実

これから実施される新たな支援サービスはもちろん、現在すでに実施されている各種支援サービスについて、さらなる認知拡大と利用促進のために、情報発信を強化します。

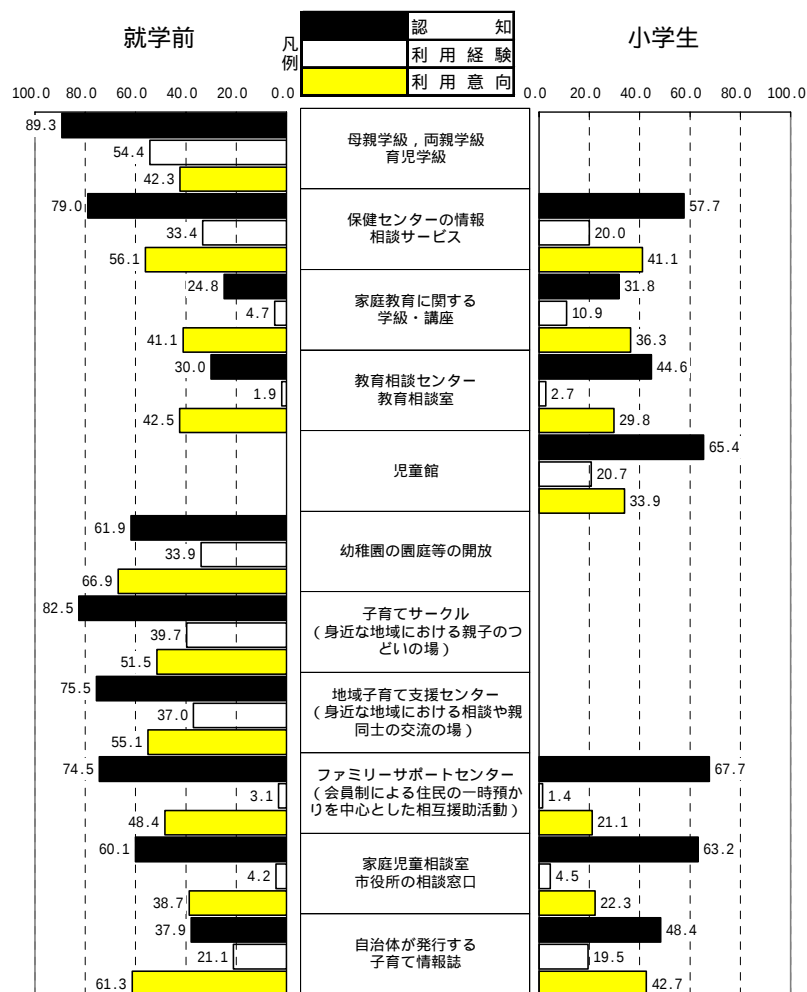
現行支援サービスについても十分な認知や利用がなされていない状況を踏まえ、広報活動の充実とともに身近な相談窓口の拡充や分野を越えた総合的な相談体制の確立など、利用者の視点に立った広報活動に努めます。

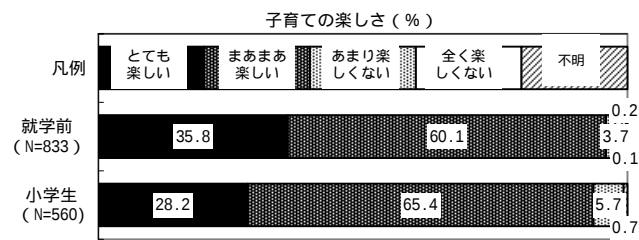
重要なことは必要な支援サービスに関する情報が必要な利用者に届くことであり、市の広報だけでなく多様な情報発信手段を駆使して認知と利用の拡大を図ります。

そのためには、利用可能でニーズに合った支援サービスの一覧が瞬時に把握できるよう、家庭の類型化や情報管理、きめ細かいニーズの把握などにより、多様な支援サービスから利用者が必要なものを選択できる情報提供のシステムを整備します。

また、子育て支援サービスや子育て支援意識向上のための情報発信だけでなく、子育てそのものの楽しさや素晴らしさを、体験談などをもとに内外に積極的に発信し、本市で子どもを生みたい、育てたいと思う人を増やす取組みを推進します。

各種支援施策の認知と利用状況





（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 必要な家庭に必要な支援サービスを提供するシステムづくり
- 目的に合わせた広報活動の多様化

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
仕事と子育ての両立支援のための広報事業（再掲）	仕事と子育ての両立を実現するための市民の理解や支援指針、育児休業制度などの啓発。	実施	推進
子育て支援意識向上のための広報事業	子育てに関する理解や意識を向上するための広報の充実や多様なメディアの活用。	実施	推進
子育て支援サービス自己診断システム構築事業	インターネット等により子育て家庭が簡単に、今自分が受けられる支援策を把握できる情報システムの構築	—	検討
子育て応援宣言内外PR事業	本行動計画の目標でもある5つの子育て応援宣言や本市での取組み、子育ての楽しさなどを内外に広くアピールする。	—	検討

目標3 子どもの夢と希望を育む人づくり

少子化は全国的に進行しており、将来的には大都市部においても避けられない見通しとなっています。しかし、考え方を変えれば少子化に見合った教育や一人ひとりの個性を重視する工夫などについては、大都市よりも早く先進的に取り組むこととなり、従来の教育方法にとらわれない新しい視点を盛り込むことが可能であるといえます。

子どもたちの一人ひとりにきめ細かく対応しながら、創意工夫による特色ある教育機会を拡充し、自ら学び、考え、主体的に判断しながら個性と能力を伸ばす取組みが求められます。そのためには、「生きる力」と「時代の変化に対応する力」を持つ子どもを育てていく教育環境を整えることが重要です。

一方で、近年の経済情勢の変化や新聞、ニュース等で報道される事件など、子どもたちの大人社会を見る目が変化してきていることも推測されます。景気の悪化や就職率の低下などは、子どもたちが未来に夢を抱き、希望を持って学習や様々な活動に取り組む意欲を低下させかねない状況であり、繰り返される事件報道などは、子どもたちにとって手本となるべき大人が子どもたちの信頼を裏切っている状況といえます。

このような子どもたちの未来に影を落とす状況を改め、子どもたちが未来に夢と希望を持てるような教育機会を充実するとともに、大人としてのあり方、子どもへの接し方などを見直す大人の子育て力の向上に取り組んでいく必要があるといえます。

子どもたちの未来は子どもたちのものです。子どもの手本となる成熟した大人社会を構築し、子どもの権利を守り、夢と希望を育む教育を充実させながら、次代を担う人材育成を進めます。

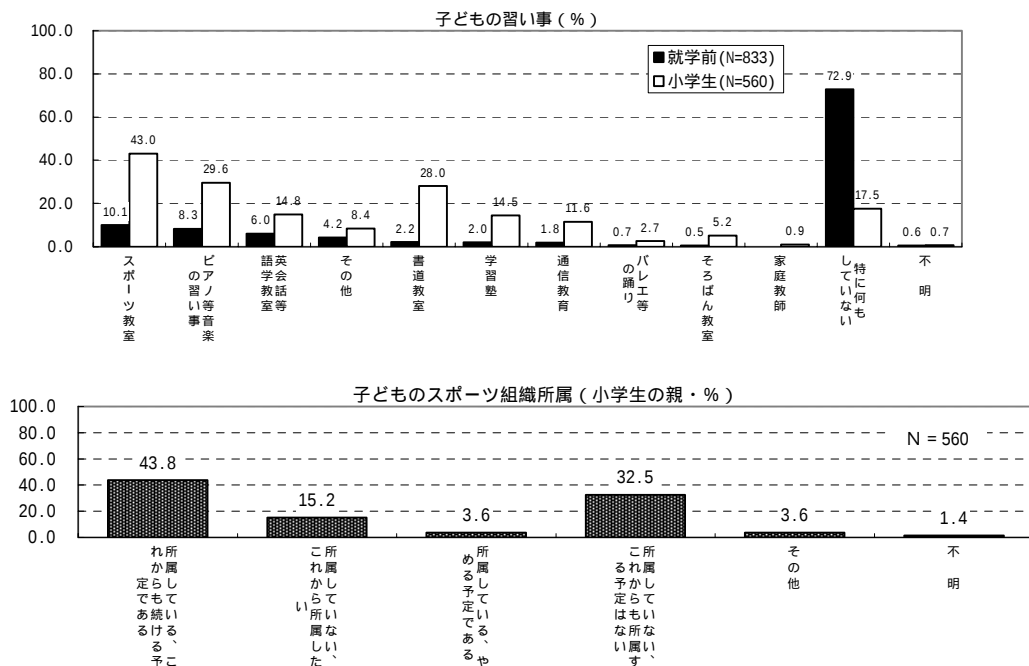
これらの状況を踏まえ、以下の基本施策を推進します。

基本施策 1 生きる力と個性を育む教育の充実

学校においては、学習指導要領を基本としながら、創意と工夫により特色ある教育機会を拡充し、子どもが自ら学び、考え、判断する能力を育み、子どもの個性と得意分野を伸ばすことを第一に、心豊かな人間性や時代の変化に柔軟に対応するたくましくしなやかな「生きる力」「人間力」を育成する教育を進めます。

また、学校と家庭や地域の連携を深めながら、地域における様々な体験学習やそれぞれの地域を学ぶ教育機会を拡充し、地域に誇りを持つ子どもの育成を目指します。

次代を担う人材づくりとして子どもの教育は重要なテーマであり、家庭、学校、地域の日常的な情報交換や相互理解の促進に努め、それぞれの立場と責任を自覚して協力して総合的に取り組むための体制を構築します。



(平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より)

事業展開のポイント

- 子どもの可能性を広げる教育
- 時代の変化に対応する人材育成
- 地域での様々な体験学習

●主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
家庭教育講座 開催事業（再掲）	保護者を対象とした子育てや教育、子どもの心と体の健康や親の役割などについての講習。	実施	推進
地域における 各種体験事業（再掲）	地域について学び、職業体験などを通して地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てる。	実施	推進
学校施設有効活用事業 （再掲）	放課後や休校日の開放により子どもと地域住民との交流を深める。	実施	推進
世代間交流拡大事業 （再掲）	高齢者や学生などと子どもの交流により地域の子育て意識を高め、様々な得意分野を生かした「地域の先生」「地域のマイスター」などを認定する。	一部実施	拡充
ボランティア指導者 育成事業	子どもに野外活動などの様々な実践活動を指導できるボランティアや、学校教育での課外活動、部活動などの指導人材を育成する。	—	検討

基本施策 2

子どもの権利を尊重する社会の実現

少子化の進行により、親が子どもを大切にすぎるあまり、過干渉、過保護といった状況に陥り、知らないうちに必要以上に子どもの行動を抑制し、自分で判断、考える能力を奪ってしまうことが危惧されています。

親として必要な保護や教育は責任を持って取り組まねばなりません、子どもの権利や自主性を重んじ、判断力を養う姿勢も重要です。

国連で採択された「子どもの権利条約」には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がうたわれており、子どもにとって最適な選択をするよう大人に義務を課しています。

こうした子どもの権利に対する意識を、親を含めた大人社会全体で共有し、見守る姿勢と必要に応じて支援する姿勢のバランスをとることが重要であり、子どもの権利、自主性の尊重に対する理解促進のための広報活動を推進します。

一方で、子どもの権利を脅かす様々な問題も深刻化しており、いじめや不登校、暴力や性犯罪などに関わる子どもの低年齢化が進行しているほか、インターネットの普及により子どもに有害な情報や画像などが簡単に見ることができる状況も有効な対応がなされていないままです。

こうした事態に対し、子どもを守り健全に育成すべき大人社会が毅然として対応することが求められており、子どもが健全に育つ権利を害するものは近づけないという断固とした姿勢を持ち、日常的な情報の収集や迅速な対応に努めます。

事業展開のポイント

- 大人に対する子どもの権利の認識拡大
- 子どもの主体性を育む取組み

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
子どもの権利条約 認知拡大広報事業	「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」 「参加する権利」の認知のための広報活動。	実施	推進
周南市子ども会議 開催事業	各地域の子ども代表による子どもの視点に立 ったまちづくり等への提言を行う。自主性の育 成や市民交流の一環。	実施	推進
保護者に対する 子どもの権利講習事業	子どもの権利に関する親や大人に対する講習 会の開催。	—	検討

基本施策 3

子どもの手本・目標となり尊敬される大人を目指す子育て力の向上

子どもの健全な育成を促し、生きる力を備える教育施策を推進するためには、まずその手本として大人が子どもたちに誇れる生き方、行動をとらねばなりません。

子育てや教育に自信をなくしている大人も少なくないと推測されますが、子どもはそうした大人の迷いを敏感に察するものです。また、事件等の報道により大人たちに対する不信感も強まっていることが推測されます。

大人たちが子どもたちに尊敬され、目標となれるように自信と誇りを持って子どもに接することが重要です。

親や教師など特に子どもの手本となるべき大人は、それぞれの立場と責任を自覚することが重要であり、子どもを教育、指導するための大人の子育て力を向上するための相談・支援体制を強化します。

事業展開のポイント

- 子どもの手本となる成熟した大人社会の構築
- 大人の子育て力の向上

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
家庭教育講座 開催事業（再掲）	保護者を対象とした子育て教育、子どもの心と体の健康や親の役割などについての講習。	実施	推進
世代間交流拡大事業 （再掲）	高齢者や学生などと子どもの交流により地域の子育て意識を高め、様々な得意分野を生かした「地域の先生」「地域のマイスター」などを認定する。	一部実施	拡充
保護者に対する子どもの 権利講習事業（再掲）	子どもの権利に関する親や大人に対する講習会の開催。	—	検討
ボランティア指導者 育成事業（再掲）	子どもに野外活動などの様々な実践活動を指導できるボランティアや、学校教育での課外活動、部活動などの指導人材を育成する。	—	検討

基本施策 4 思春期における心と体を大切に育む取組みの強化

子どもから大人への過渡期である思春期は、心と体の成長バランスが崩れやすい時期であり、肉体的には大人に近くなっても精神的、社会的にはまだ未熟である時期といえます。

近年、思春期における性行動の活発化などが指摘されていますが、望まぬ妊娠やそれに伴う人工中絶、性感染症など大事な時期の体へのダメージを与える危険性が高まっています。

また、興味本位の薬物の使用や喫煙、飲酒などへの抵抗感が薄れていることも指摘されており、これらはその後の成長や生活習慣に悪い影響を与えかねない危険を含んでいるといえます。

思春期の健全な成長のために、性に関する基礎的・基本的な事項を正しく理解し、性に関する諸問題に対処できる資質や能力を育む教育を推進するとともに、喫煙、飲酒、薬物、食生活の乱れが人体に及ぼす害などについて、学校教育の場における教育指導を充実します。さらには、より耳を傾けやすい体験談や地域の身近な人たちからの助言などを聞く機会を拡充します。

あわせて、近年社会問題化しつつある不登校やひきこもりなど思春期特有の心の問題に対する取組みとして、スクールカウンセラー配置の推進や子どもと親との双方の相談・指導体制を充実します。

また、思春期は自立を意識し始める時期でもあるため、子どもの自主性を良い方向に導くための助言や相談体制を充実するとともに、同年代の問題意識の共有や話し合いの場などを提供し、様々な問題の解決に向けた自主的な取組みを支援します。

さらに、家庭、学校、地域などの連携を深め、日常的な見守りによる子どもの非行防止、変化の兆候把握に努め、地域全体で児童の健全育成に努めます。

事業展開のポイント

- 正しい知識の教育
- この年代の子どもが耳を傾けやすい取組み
- 上からの押し付けでない同年代の問題意識共有

●主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
青少年育成センター事業	悪質ビラの撤去や非行防止のための巡回活動、出張相談、関係者との連絡協議会などを行う。	実施	推進
社会を明るくする運動 開催事業	青少年の非行防止、健全育成活動の推進を図るための活動。	実施	推進
思春期ふれあい 体験学習事業	思春期の生徒に乳幼児との触れ合い体験を行い、父性や母性を涵養する。	実施	推進
家庭教育講座 開催事業（再掲）	保護者を対象とした子育て教育、子どもの心と体の健康や親の役割などについての講習。	実施	推進
子どもの食と 元気づくり事業	地域・学校・行政が連携し「食育」を通じて子どもたちの健康づくり活動を行う。	実施	推進
思春期ヘルスケア事業	思春期の生徒に健康に関する正しい知識を習得させるとともに、体に害を及ぼす危険因子について体験談をまじえて講習会を開催する。	一部実施	拡充
正しい性知識普及事業	人工中絶や性感染症などの予防推進のための知識普及の広報活動。	一部実施	推進
青少年健全育成プラン 策定事業	青少年の健全育成に向けた指針の策定と施策の方向性についてまとめる。	策定中	推進
インターネット・メール 相談室運営事業（再掲）	窓口で相談できない人のための相談窓口として、隠れたニーズを掘り起こす。	—	検討
思春期特定相談 及び相談員育成事業	心の問題に悩んでいる子どもや親に対する専門性の高い相談員の配置とその育成。	—	検討
青少年問題解決模索 同年代会議開催事業	様々な思春期の問題を討議し、解決に向けた提言を行う思春期の児童だけによる会議の開催場所の提供。	—	検討

目標４ 子どもと子育て家庭の視点に立ったまちづくり

わが国においては、高齢者や障害のある人などが自立した日常生活、社会生活を営むことができる社会の構築が重要となっており、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)や「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築促進に関する法律」(ハートビル法)など、バリアフリーの考え方が広まりつつあります。

さらに、高齢者や障害のある人だけでなく、全ての人々が自由に活動できる社会を目指す「ノーマライゼーションの理念」や全ての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の考え方が求められるようになってきました。

このことから、高齢者や障害のある人などだけでなく、子どもや妊婦、子ども連れの親子など、子育て支援への視点からの配慮も必要となっています。

今後は、自然動態としての子どもの増加が見込めない以上、社会動態として他地域から子育て家庭を迎え入れることで、地域の子どもの減少に歯止めをかけるという考え方に立つことも重要です。

子どもを生み育てやすいまちづくりを進めるために、子どもや子育て中の親の視点に立った空間整備や基盤整備を進めることで、子育てしやすいまちという位置づけを明確にしていく取組みを強化します。

これらの状況を踏まえ、以下の基本施策を推進します。

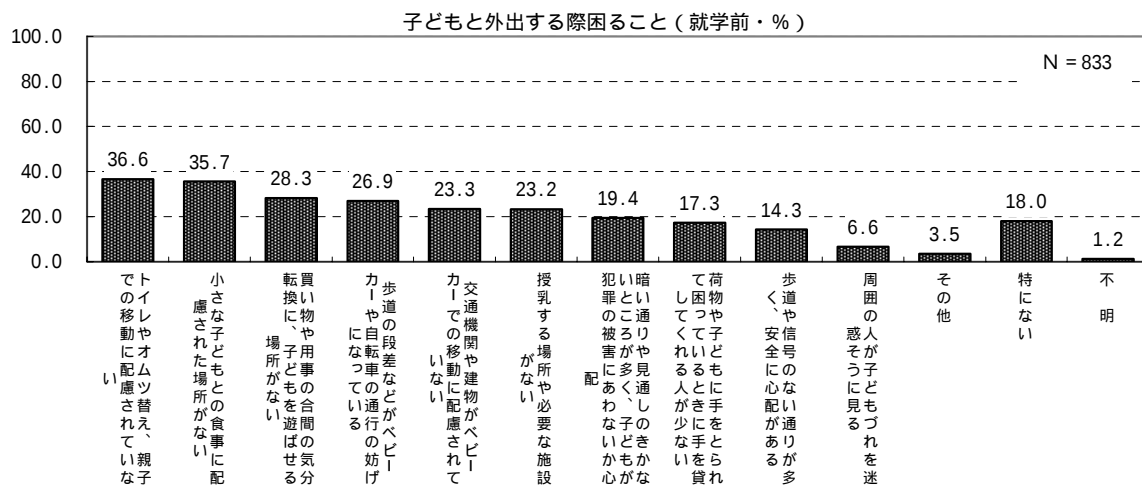
基本施策 1 子育てバリアフリーの生活空間整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるハード面の生活環境を整備するだけでなく、細やかな心遣いで配慮する市民意識を醸成するなどのソフト面でのバリアフリーを進めることが重要です。

このことから、公共施設のバリアフリー化はもとより、民間の施設等に対する改善指導や交通機関のバリアフリー化の推進、スムーズなベビーカーの通行を可能とする歩道等の段差や凹凸をなくすなど、外出への抵抗感をなくす取組みを強化します。

このほか、民間事業者を含め、各種施設における多目的トイレ（授乳室やオムツ換えシートの設置）の設置促進、子どもの遊び場、親子で自然と親しむ休憩場の整備など、子ども連れにやさしい総合的な快適空間整備に努めます。

また、市民の子育て支援の意識を高めるために、ベビーカーの通行の妨げとなる違法駐車や駐輪の防止、店舗等における子ども連れの親への特別な配慮の呼びかけなど、子ども連れの親が実際に困っている点の改善についての広報活動を強化します。



（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- まちづくりにおける子育て支援の視点
- 外出への抵抗感の解消

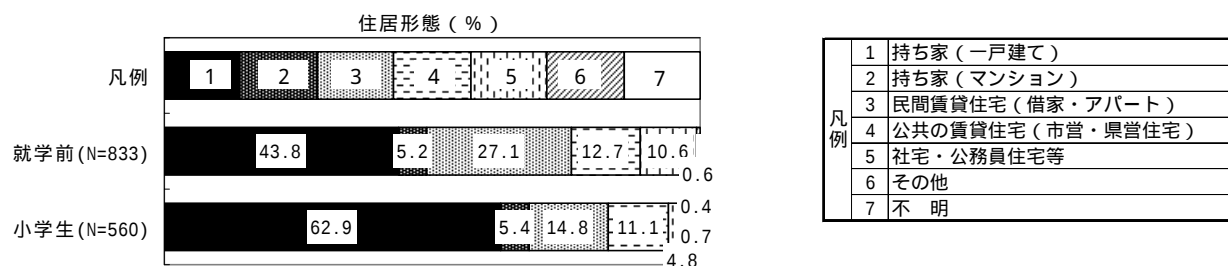
●主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
まちづくりにおける 子育てバリアフリー 推進事業	まちづくりなどの計画の際に、子どもや子連れ の人が利用しやすいようバリアフリー化を導入 する。高齢者や障害のある人だけでなく、妊 婦やベビーカーにも配慮する。	実施	推進
子育て支援市民意識 向上のための広報事業 （再掲）	子育てに関する理解や意識を向上するための 広報の充実や多様なメディアの活用。	実施	推進
児童公園整備事業 （再掲）	親子が安心して遊び、集うことができる公園を 各地域に拡充する。	実施	推進
多目的トイレ普及事業	公共施設はもとより民間施設等での多目的ト イレの普及促進。	実施	推進
交通バリアフリー 連絡会議開催事業	バス事業者やタクシー事業者、JRなどと親子の 移動を容易とする交通体系を構築する連絡会 議を開催する。	—	検討

基本施策2 子育てしやすい住環境の整備

市営住宅の建替えに当っては、子育てを担う若い世代のニーズを満たした広く良質なファミリー向け公営住宅を建設します。また、住宅供給の大半を占める民間事業者の子育て家庭向け住宅の供給促進のための支援を推進します。

子どもの安全に配慮した仕様やシックハウス等の安全対策、地域住民との交流を促進するコミュニティスペースの確保など、子育て支援住宅としての機能を備えた住宅のあり方をまとめ、それらに準じた住宅の供給を促進します。



（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 子育て仕様の安全で快適な住宅整備
- 民間事業者の子育て仕様住宅建設支援

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
市営住宅建設 維持管理事業	市営住宅の建替えに当っては、個人のプライバシー、家族の団らん等に配慮して子育て家庭にやさしい仕様の公営住宅を建設する。	実施	推進
児童公園整備事業 （再掲）	親子が安心して遊び、集うことができる公園を各地域に拡充する。	実施	推進

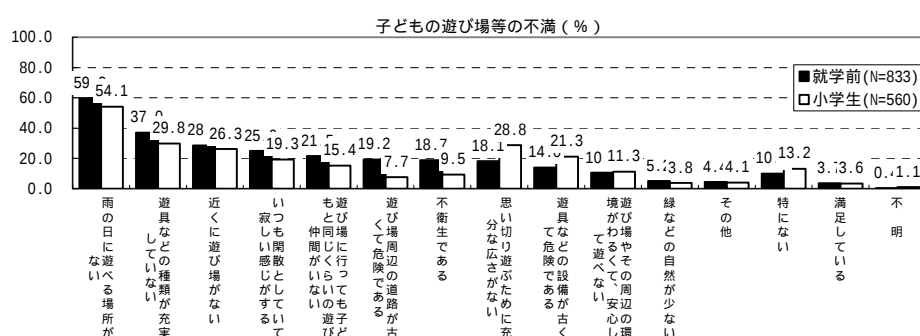
基本施策 3

自然に親しみ、仲間を増やす子どもの遊び場と居場所の充実

共働き家庭の増加などにより家庭以外の子どもの居場所へのニーズは高まっていますが、保育サービスなどの施設だけでなく、特に小学生以上の児童などが遊び、学べる場所を拡充することが求められます。

成長期の子どもが仲間を見つけ、様々な体験ができる場を充実することは、人格形成や社会性を身につけるためにも重要なことといえます。

学校施設や図書館、文化施設等の有効活用とともに、子どもが安心して遊べる場所として自然を活用した空間を整備し、子ども同士のコミュニティ形成の支援や体験学習の場を整備します。



（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 安心できる子どもの居場所の確保
- 地域での保育機能の強化

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
児童公園整備事業（再掲）	親子が安心して遊び、集うことができる公園を各地域に拡充する。	実施	推進
学校施設有効活用事業（再掲）	放課後や休校日の開放により子どもと地域住民との交流を深める。	実施	推進
地域における各種体験事業（再掲）	地域について学び、職業体験などを通して地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てる。	実施	推進
各種スポーツクラブ地域リーグ推進事業	子どもが所属するスポーツクラブ等の市内他地域との交流試合などを拡充し、地域リーグとして運営支援する。	—	検討
学び交流館設置事業	子どもたちが雨の日でも気軽に、安心して遊び、学習できる屋内型の交流施設を設置する。	—	検討

目標 5 不測の事態に備える相談・支援体制の充実による安心づくり

日常生活において子どもたちの安全を脅かす事態が増えています。交通事故などの事故災害に加え、近年幼児を含めた子どもたちが被害者となる犯罪の危険性が増大しています。

交通災害などは交通安全教室や意識とマナーの向上などにより一定の予防を図ることは可能ですが、犯罪などの予測できない事態は、常日頃からの防犯意識だけでは対応できない部分であり、警察をはじめとした関係機関や家庭、地域、団体、事業者等の連携と危機管理に関する情報交換が重要です。

子どもたちを守るために、地域での取組みが今までになく強く求められており、日常的な見守り体制を強化するとともに、市民一人ひとりが子どもを守る防犯意識を高め、不審者情報や事件等の発生状況についての情報を共有するなど、組織化された対応が求められます。

一方、近年社会問題化している親による子どもの虐待や育児ストレスなど、家庭内における様々な問題も深刻化しており、これらを予防するための取組みも必要です。

乳幼児期における親との良好な関係、愛着関係を保つ支援策が重要であり、家庭内の問題を予防、早期発見するために、家庭、地域、学校、保健機関等が連携して情報を共有し、ストレスや育児不安の軽減など、きめ細かな支援を行っていくことが重要です。

子ども、親双方の相談体制を強化し、子どもたちから被害者をひとりも出さないまちづくりを目指し、防犯・防災体制の強化と情報管理の徹底を進めていくことが重要ですが、不幸にして何らかの被害に遭った子どもに対しては、十分な支援策と心のケアを行える体制づくりが求められます。

また、平成17年1月1日より施行された「児童福祉法の一部を改正する法律」において、児童相談所は要保護性の高い困難な事例への対応や市町村の後方支援へとその活動の重点化が目指されており、市町村と児童相談所の機能分担や連携を一層強化する必要があります。

子どもたちの安心と安全を守る万全の予防体制構築とアフターケアの充実という2つの視点に立ち、さらに幅広く柔軟に取り組みます。

これらの状況を踏まえ、以下の基本施策を推進します。

基本施策 1

子どもの安心と安全を守る体制と活動の充実

子どもを取り巻く環境は、予測できない事故や事件に巻き込まれる危険性が高まるなど厳しい状況となりつつあり、子どもを守る取組みを強化する必要性が高まっています。親だけでは子どもを守ることが困難な時代になりつつあり、地域や児童相談所等関係機関の強力な連携が求められます。

そのため、家庭、学校、自治会、警察、消防、各種団体等と行政の連携による組織化と防犯・防災への取組みを強化するとともに、交通災害や犯罪などから子どもを守る活動を推進します。あわせて、地域における防犯・防災ボランティアの育成や市民や民間事業者による日常的なパトロール意識の向上、情報提供など、それぞれの立場で継続的に地域の子どもの見守る体制整備を推進します。

また、子どもの視点に立った危機回避のための支援策として、防犯ブザーの支給や子供向け安全マップ、しおりの作成、地域防犯・防災行事支援などを推進します。

事業展開のポイント

- 日常的な防犯・防災体制の構築
- 地域の連携による子どもを見守る体制づくり

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
児童公園整備事業 (再掲)	親子が安心して遊び、集うことができる公園を各地域に拡充する。	実施	推進
社会を明るくする運動 開催事業(再掲)	青少年の非行防止、健全育成活動の推進を図るための活動。	実施	推進
地域安全活動推進事業	防犯パトロールの支援や安全推進重点地区の指定などを行う。	一部実施	拡充
こども110番の家 推進事業	子どもに危機が迫った際に市民や商店など子どもに身近な場所へすぐに伝えられるよう協力者を組織化し旗やステッカー等で表示する。	一部実施	拡充
危機管理情報共有化 システム構築事業	事件や事故が起こった際の緊急度に応じたIT等による連絡体制を整備するとともに、情報の共有化を図る。	一部実施	拡充
危機回避マニュアル 作成事業	あらゆる事態を想定した地域ごとの状況も付記した子ども向けの安全読本を作成・配布する。	—	検討
青少年サポーター (市民会議)による 防犯活動推進事業	市民と協働で行う青少年健全育成活動の一環として地域で子どもを見守り育てる活動を行う。	—	検討

基本施策 2

子どもの虐待予防のための取組みの強化

子どもにとって最も身近で信頼を寄せる親に虐待を受けてしまう児童虐待が社会問題化しており、家庭という密室で起きる事態だけにその発見と対応が容易でない状況となっています。

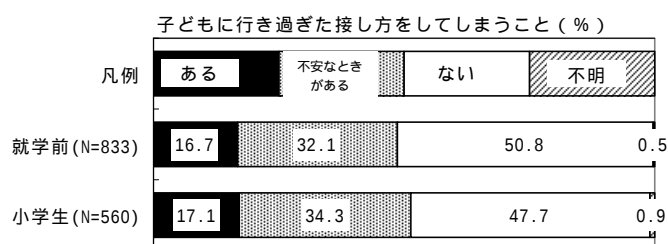
早期発見や虐待を受けた子どものケアは重要ですが、虐待を未然に防ぐ取組みを強化することが求められており、子どもと親双方の相談体制の充実や民生委員等への支援など幅広い対応が求められています。

また、地域ぐるみで日常的に子どもを見守り、些細な変化の兆候でも見逃さないよう地域ぐるみで対応することが重要であり、地域における児童虐待予防監視ボランティアなどの育成を検討します。

虐待を受けてしまった子どもには、心身ともに傷を後々に残さないアフターケアが必要であり、一時保護や施設措置等の保護施策の充実を図ります。

市で受ける相談は、虐待を受けた児童に関するものに限られるのではなく、障害のある児童や非行児童の福祉に関する相談等子どもに関する幅広いものがあり、これらに適切に対応するため、関係機関や団体及び児童の福祉に関係する人たちで構成する問題解決のための協議会の設置について検討します。

また、要保護性の高い困難な事例などについては、児童相談所による保護などの対応と連動しながら、経過観察や関係機関との情報の共有など迅速かつ柔軟な支援を行います。



行き過ぎたと思う内容（％）

	感情的な言葉を出す	為にたくしたことが乱暴な行	しつげが厳しすぎる	その他
就学前 (n=407)	87.7	32.9	19.4	3.9
小学生 (n=288)	83.7	31.3	18.4	6.6

（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 相談体制の充実と窓口の多様化
- 家庭の孤立化防止

●主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
虐待及びDV対策 連絡協議会開催事業	相談状況や予防策についての協議を行う。	一部実施	推進
育児支援 家庭訪問指導事業	保健センター等との連携により育児不安解消 や虐待予防のための訪問相談を行う。	一部実施	推進
インターネット・メール 相談室運営事業（再掲）	窓口で相談できない人のための相談窓口として、 隠れたニーズを掘り起こす。	—	検討
保護者に対する子どもの 権利講習事業（再掲）	子どもの権利に関する親や大人に対する講習 会の開催。	—	検討
子育て連携強化 情報交換会開催事業 （再掲）	家庭、保育園、幼稚園、学校、地域住民らによ るそれぞれの立場による子育てについての問 題点や情報の共有化と取組みの話し合い。	—	検討
地域虐待予防監視 ボランティア育成事業	市民による地域の子どもの異変監視を行うボ ランティアを育成する。	—	検討

基本施策 3

被害にあった子どもの支援の充実と再発防止への取組みの強化

事故や事件、虐待、いじめなど子どもが被害者となる事態が起こった際に、子どもの保護やダメージを軽減するために、子どもとその親に対する相談や助言などの支援体制を強化するとともに、心身ともに一刻も早く元の状態に戻れるようアフターケアの充実に努めます。

また、事態を深刻に受け止め、問題の再発防止に向けた関係機関による検証や課題の抽出を徹底し、同じ事態は二度と起こさないための取組みに対して迅速に行動します。

子どもを取り巻く様々な危険を想定し、その備えに万全を期すことは重要ですが、不測の事態が突発的に起こり得る時代において、万が一起きてしまった事態に対して、十分なアフターケアと同様の事態の再発防止に向けた取組み強化により、子どもの安心や安全の確保に努めます。

事業展開のポイント

- 万全の相談・アフターケアの体制づくり
- 同じ事態を二度と起こさないための徹底した検証と取組み

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
家庭児童相談室 運営事業（再掲）	児童に関する様々な問題について、家庭等の相談に応じ必要な調査や指導を行う。	実施	推進
子どもすこやかショート ステイ事業（再掲）	一時的に養育ができなくなった子どもを児童福祉施設等で一時預かりを行う。	実施	推進
育児支援家庭訪問 指導事業（再掲）	保健センター等との連携により育児不安解消や虐待予防のための訪問相談を行う。	一部実施	推進
カウンセリング 推進事業	被害に遭った子どもの心のケアを行うカウンセラーを地域ごとに配置する。	一部実施	推進
インターネット・メール 相談室運営事業（再掲）	窓口で相談できない人のための相談窓口として、隠れたニーズを掘り起こす。	—	検討
子育て連携強化 情報交換会開催事業 （再掲）	家庭、保育所、幼稚園、学校、地域住民らによるそれぞれの立場による子育てについての問題点や情報の共有化と取組みの話し合い。	—	検討

目標 6 安心して生み育てるための親と子どもの健康づくり

現在、全国では10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいるとも言われ、経済的な理由などから治療を諦めている場合もあるものと思われます。また、女性にとって妊娠・出産は、心身ともに大きな変化と責任、負担を背負うものであり、不安や悩みを抱えやすくなります。

妊娠・出産・育児に関する不安を取り除き、経済的支援を含め安心して安全に出産するための相談・支援体制と健康に生み育てるきめ細かい保健施策を充実させることが重要です。

母子に対する健康づくりの支援は、母子健康手帳の交付に始まり、育児相談、健康教育、妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査などに加え、妊娠・出産・育児に対する不安軽減を図る心のケアや経済的支援など幅広い対応が求められます。

成長期においては、子どもの家庭内などにおける不慮の事故防止のための基本的な注意事項や生活習慣、食育などの日常生活における助言に加え、子どもの発達過程を理解し心身の異常を早期に発見するための親に対する子どもの健康に関する教育を強化することも重要になっています。

小児医療については、急な発熱などの突発的事態に対する不安は大きいものと思われ、24時間・365日対応できる体制づくりが求められます。広域にわたる本市にあっては、休日や夜間診療の体制充実と地域間格差のない受診体制を構築することも必要です。さらに、医師会などとの連携を深め、早期発見、早期治療のための質の高い医療サービスの充実を図り、親の安心感を高めていくことが重要です。

加えて、医療費などの経済的支援の充実や相談窓口や訪問相談など保健・福祉サービスの充実は不可欠です。

そうした妊娠・出産から乳幼児期、児童期、思春期に至るまで、発育状況に応じてきめ細かに対応していくとともに、保健、福祉、医療などを総合的にとらえ、情報を集約・管理しながらきめ細かく対応することにより、親と子の大きな安心を築きます。

これらの状況を踏まえ、以下の基本施策を推進します。

基本施策 1

安心・安全な妊娠と出産の支援の充実

女性が安心して出産できるよう健康管理面での支援策の充実に加え、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期に至るそれぞれの過程で必要な情報提供や助言、指導等を適切に行うことで、出産や育児に対する不安を取り除きます。

また、出産や子育ての知識や技術、体験談等を気軽に話し合うための育児グループや仲間づくりの支援、また育児についての学習や体験の機会を拡充し、女性の心のケアや母親としての心構えの育成などを支援します。

さらに、現在妊娠していない女性も含め、全ての女性の安全な妊娠・出産のための知識や意識向上のために、流・早産や低出生体重児など出産の危険因子となる妊娠期における飲酒や喫煙を控える広報活動を強化します。

不妊に悩む夫婦については、精神的支援やその治療に係る経済的支援充実に努めます。
事業展開のポイント

- 妊娠・出産に関する知識の向上
- 妊娠・出産に関する不安や悩みの解消

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
妊婦健康診査・子宮がん検診事業	安全な分娩と健康な子の出生のための健診や検診。	実施	推進
ヤングクッキング教室開催事業	新婚、妊婦を対象に調理実習を通して妊娠中や乳幼児期の食生活を楽しく学ぶ教室。	実施	推進
ままば学級開催事業	妊娠・出産に関する講習や母親仲間づくりの場の提供と父親の育児参加への啓発を行う。	実施	推進
不妊治療費助成事業	不妊治療している夫婦の治療費の一部を助成する。	実施	推進
新生児訪問指導事業	産後の健康管理と育児に対する親の不安解消、子育て支援のために、保健師・助産師による家庭訪問を行う。	実施	推進

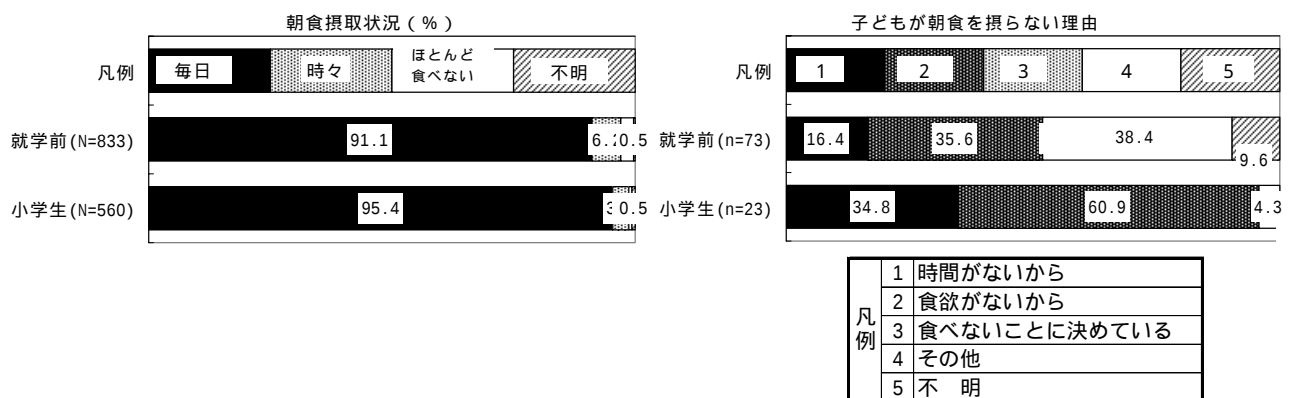
基本施策 2

子どもや親の健康づくりの推進

子どもと親の健康を守り、乳幼児期等における不慮の事故を防止するために、母子保健事業など通じて、健全な子育てを支援する取組みを強化します。そのために、健診時等における親子相談の実施や子どもの健康状態、親の心理状態などの第3者による把握とこれに基づく健康指導等を行うなど、親子の心と体の健康づくりを支援します。

また、従来から行われている各種予防接種や疾病予防のための取組みを強化するとともに、緊急時の対処法や蘇生術の講習など、多様な情報の提供を進めます。

一方、乳幼児期は子どもの食習慣や心身発育、情緒育成、その後の生活習慣構築などに重要な時期であるため、健康的で正しい食育や生活習慣を身につけるための親に対する助言や働きかけを強化します。



（平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査より）

事業展開のポイント

- 日常的な疾病や事故の予防のための健診や教育
- 相談体制の充実

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
乳幼児健康診査事業	成長過程に応じた健康診査を行う。	実施	推進
保健師・栄養士・ 歯科衛生士による 育児相談事業	乳幼児の心身の発達状況の把握や異常の早期発見、育児に対する親の不安解消、子育て支援のための相談・指導を行う。	実施	推進
発達相談事業	幼児健診で経過観察と判断された児童、その他経過観察が必要な親子に対し、相談指導することで、障害の早期発見、必要に応じ早期治療、早期療育へつなげる。	実施	推進

事業名	内容	現況	今後の取組み
保健師・栄養士・ 歯科衛生士による 育児学級開催事業	子育てについての知識と普及と疑問や不安を 解消するために各種学級を開催する。	実施	推進
発達支援学級 開催事業	幼児健康診査で、言葉の発達や対人関係等で経 過観察が必要な親子を対象に、様々な遊び体験 を通じて心身の発達を促し、保護者が子どもに 合った接し方を学ぶとともに、不安解消する機 会とする。また、必要に応じて専門機関へつな げるために教室を開催する。	実施	推進
子どもの食と 元気づくり事業（再掲）	地域・学校・行政が連携し「食育」を通じて子ど もたちの健康づくり活動を行う。	実施	推進

基本施策 3
小児医療の充実

小児医療については、市民病院や保健センターとの連携を強化しながらきめ細かい健康づくりの支援策を充実するとともに、乳幼児医療費補助などの経済的な支援を推進します。

また、身近な医療機関として、かかりつけ医（小児科）による疾患診断や治療に加え、予防接種などの感染症予防や育児相談、発育・発達評価など幅広く対応するための指導や情報提供を行うとともに、市民病院、民間総合病院等との連携を強化し、ニーズに合った質の高い医療が迅速に受けられる体制を整備します。

また、救急医療体制については、夜間急病診療所等における休日や夜間の受入体制を整備するとともに民間医療機関との連携を強化します。

心身に障害のある子どもの支援については、保健、福祉、医療などの関係機関の連携を深め、早期発見と療育の体制を整備するとともに、家族に対する支援策や相談体制を充実します。

事業展開のポイント

- 早期発見、早期治療のための相談体制
- 身近なかかりつけ医の機能拡大

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
小児救急医療 対応事業	夜間急病診療所等における休日や夜間の受入体制の強化と民間医療機関との連携を強化。	実施	推進
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の医療費の助成を行う。	実施	推進
かかりつけ医（小児科） の健康管理強化事業	身近なかかりつけ医の健康管理面での相談や指導力強化のための情報提供や総合病院等との連携体制整備。	—	検討

基本施策 4
子どもの心身健康管理に関する情報の共有

子どもの健康管理については多様な対応が求められるため、疾患経歴や発育状態、心のケアなどについて、プライバシーに十分配慮しながら保健所や幼稚園、学校、医療機関、行政等それぞれ関わる機関が有する情報を共有し、子どもの健康状態を関係者全員が常に把握することで、母子保健、思春期保健、小児医療などの施策・事業を効率的かつ効果的に実施するための体制を強化します。

また、子どもの健康については親の責任による部分が大きいため、こうした関係機関の連携により、適切な育児指導を迅速に行えるよう、親に対する教育や問題の早期発見のための日常的な情報交換に努めます。

事業展開のポイント

- 個人健康管理情報の共有化
- 関係機関の連携による必要な医療サービス等の適切かつ迅速な対応

● 主な事業展開

事業名	内容	現況	今後の取組み
保健師等による 育児相談事業（再掲）	乳幼児の心身の発達状況の把握や異常の早期発見のための相談指導を行う。	実施	推進
かかりつけ医（小児科） の健康管理強化事業 （再掲）	身近なかかりつけ医の健康管理面での相談や指導力強化のための情報提供や総合病院等との連携体制整備。	—	検討
子ども健康情報管理 システム構築事業	乳幼児期から自立するまでの子どもの病歴やアレルギーなどの情報をICカードなどの導入により医療機関、学校など関係機関で活用し、疾病予防や迅速な対応を可能とする個人健康管理のための情報システム。	—	検討

サービス目標事業量

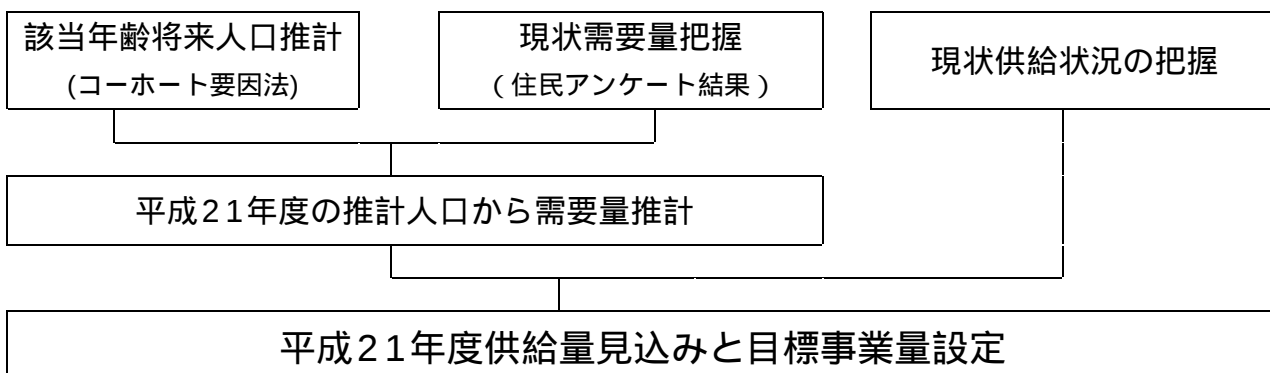
利用者ニーズの調査に基づいて、本市の保育サービス等の基幹的な子育て支援サービスについて具体的な「数値目標」を設定します。

将来的な需要量推計にあたっては、絶対量としての該当年齢の人口推計と、その中で利用者ニーズが必要ですが、人口についてはコーホート要因法()による推計を行い、ニーズ量については「平成15年度周南市次世代育成支援行動計画のためのアンケート調査」の回答結果を用います。

サービス目標事業量算出手順は以下の通りです。

コーホート要因法 (cohort component method)とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

サービス目標事業量推計の流れ



【各サービスの目標事業量】

1. 通常保育事業（夜間保育含む）

	平成16年度現状
定 員	2 5 4 2

平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
2 6 5 0	+108 (104.2)

2. 延長保育事業

	平成16年度現状
実施箇所数	1 4
定 員	1 9 0

平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
1 6	+2 (114.3)
3 0 0	+110 (157.9)

3．子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

	平成16年度現状
実施箇所数	1
定 員	1



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
1	0 (100.0)
1	0 (100.0)

4．休日保育事業

	平成16年度現状
実施箇所数	1
定 員	10



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
1	0 (100.0)
10	0 (100.0)

5．放課後児童健全育成事業

	平成16年度現状
実施箇所数	24
定 員	1005



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
25	+1 (104.2)
1050	+45 (104.5)

6．乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）

	平成16年度現状
年間延派遣回数	0



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
50	+50 (—)

7．乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）

	平成16年度現状
実施箇所数	3
定 員	10



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
3	0 (100.0)
18	+8 (180.0)

8．子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

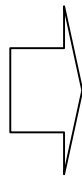
	平成16年度現状
実施箇所数	1
定 員	3



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
1	0 (100.0)
10	+7 (333.3)

9．一時保育事業

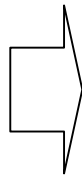
	平成16年度現状
実施箇所数	13
定員	58



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
15	+2 (115.4)
70	+12 (120.7)

10．特定保育事業

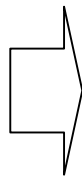
	平成16年度現状
実施箇所数	0
定員	0



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
1	+1 (—)
30	+30 (—)

11．ファミリー・サポート・センター事業

	平成16年度現状
実施箇所数	2



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
2	0 (100.0)

12．地域子育て支援センター事業

	平成16年度現状
実施箇所数	8



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
11	+3 (137.5)

13．つどいの広場事業

	平成16年度現状
実施箇所数	1



平成21年度目標事業量	H16→H21 (%)
1	0 (100.0)

・計画推進体制

1．市民や関係機関などとの連携

本計画の推進にあたっては、周南市まちづくり総合計画や他の部門別計画などとの整合性を図り、市庁内の関係部署の連携を密にしながら、関連機関・団体などとの連携を図り、取り組みます。

また、この計画の主役である子育て家庭を中心とした市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と行政の協働により、よりよい支援のあり方を探ります。

さらに、本計画の実施状況については、常に関係機関による検証、点検を行うとともに、市民の意見を反映させた改善を臨機応変に対応します。

2．財政状況に対応した効率的な支援

本市の財政状況は厳しい状況が続いており、今後の見通しも楽観できるものではありません。

効率的な行財政運営は市民も強く求めており、今後も歳出抑制に努めなければならなりません。但し、必要不可欠な支援策等については積極的に進めなければならず、支援の効率的な運用と無駄を省く努力を強化していくことが重要といえます。

行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取り組み、必要な財源の確保に努めます。

なお、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう適宜見直します。